

入元僧古源邵元の軌跡（中）

—嵩山少林寺首座から京都東福寺住持へ—

佐 藤 秀 孝

五臺山への巡礼

古源…留数日、又遊_二五臺_一、見_レ接_二身光_一、人皆称_二希有_一。

扶桑…又遊_二五臺_一、（見_レ断崖義于天目、云々）。留数月。

延宝

本朝…留数日去、遊_二五臺山_一、見_レ聖光接_二身_一、人皆驚異。

「古源和尚伝」によれば「留まること数日にして、又た五臺に遊ぶに、身光に接せられ、人皆な希有なりと称す」という記載が存しております。『本朝高僧伝』でも「留まること数日にして去り、五臺山に遊ぶに、聖光の身に接せられ、人皆な驚異す」と継承されている。「留まること数日」というのは、邵元が杭州の天目山において中峰塔に拝登していた期間であり、わずかの滞在で天目山を後にしたらしいことを伝えている。その後、直ちに北上して中国仏教の大聖地である五臺山に到ったとも解されようが、おそらくこの間にすでに述べたごとく邵元は江西・湖南の地へと歴遊しているものと推測される。諸地を歴遊しつつ遙か山西

順に混乱が認められる。

五臺山は一に清涼山とも呼ばれ、河北省との省境に近い山西省北部の代州五臺県東北一四〇里に存しております。古来、文殊菩薩示現の靈域として知られ、中国三大靈場（または四大靈場）の一つに挙げられる中国仏教の聖地であって、山中には大華嚴寺や竹林寺をはじめ多くの堂塔伽藍が乱立している。唐代以来、文殊菩薩の靈験に与からんとしてこの地に巡礼する信者はすこぶる多く、邵元の到った當時も華北随一の佛教信仰の場であったといつてよい。

ところで、「古源和尚伝」によれば「見_レ接_二身光_一」とあり、『本朝高僧伝』でも「見_レ聖光接_二身_一」とあることから、邵元は五臺山に上った際に身光に接せられる奇瑞に遭遇し

たことが知られる。身光に接するとか、聖光が身に接するというのには、おそらく御来光のごときものをいうものと見られ、邵元が文殊菩薩の靈験に与かつたことを意味している。身光とは佛菩薩の身から発する光明のことであり、聖光というのも同義であろうから、文殊菩薩が発する聖なる光明に包まれたことを述べたものであろう。⁽³⁾それが実際に如何なる奇瑞であったかは判別しがたいものの、おそらく朝日や夕陽などの際に五臺山の風光が織りなす特異な自然現象を目の当たりにしたものではなかろうか。⁽⁴⁾邵元が文殊應現の奇瑞に遇つたことは、彼の地の人々にとつても稀有なるできごとして驚嘆されたものらしく、邵元は甚だ賞嘆されたと伝えられる。

この時期、多くの日本僧が入元して中国の地を踏んでいるが、おむね江南禅林を巡るのみであって、黄河流域や河北・山西の地にまで赴いている例はきわめて稀である。⁽⁵⁾そんな中で邵元は遠く五臺山にまで辿り着いているのであって、華中・華北の仏教寺院と直接に関わりを持っている点は特筆されてよいであろう。

荊州玉泉寺への掛搭と首座就任

古源・師在「玉泉」居「版首」
扶桑

延宝
本朝・元在「玉泉（・少林）」居「版首」

同じく「古源和尚伝」によれば、この五臺山への挂登につづいて「師、玉泉に在りて版首に居す」とあり、『本朝高僧伝』にも同様に「元、玉泉（・少林）に在りて版首に居す」と記されている。これらによれば、邵元は五臺山を下りた後、玉泉寺に到つて掛搭し、やがて版首に就任したと伝えられる。後年、日本禅林において邵元の伝記をまとめる際に単に「玉泉」と記しただけで通用する禅寺といえば、状況からして広大な中国においても荊州（湖北省）当陽県西三〇里の玉泉山（覆船山）に存する玉泉禪寺のことを指していることは疑いなかろう。

いうまでもなく玉泉寺は古く隋代に天台宗祖の天台智顥（智者大師、五三八—五九七）が化導を敷いた地であり、また北宗禪の玉泉神秀（大通禪師、？—七〇六）ゆかりの古刹としても名高く、日本仏教界にも広く知られている。⁽⁶⁾おそらく邵元もそんな中国仏教史上に果たした玉泉寺の輝かしい歴史を意識し、この寺に挂登上山することは兼ねてから目的であったのかも知れない。⁽⁷⁾しかも邵元は玉泉寺において挙されて版首に就いたとされるが、版首とは僧堂に設けられた牀座（单位）の首席の場所のことであるから、首座すなわち寺内の第一座の要職に就いたことを意味する。

ちなみに東洋文庫所蔵の光緒本『続修玉泉寺志』（表題は『当陽玉泉志』）卷一「禅宗志」の「列伝」によれば、元代に玉泉寺に住持した人として藏山慧珍（神応慈雲大師）と霞壁師瑄（広智靜慧大師）と鍾山広鑄（仏光慧日普照永福大師、一二七七—一三三二）と古源宝淵といった禅者が挙げられている。⁽⁸⁾

『続修玉泉寺志』卷二「詞翰志」には宝淵が玉泉寺の首座として「前住建康能仁禪寺」の肩書きで記した「鍾山長老獻關廟鎮物記」が伝えられているが、皇慶二年（一三一三）良月既望すなわち一〇月一六日の年記が存することから、邵元が玉泉寺に到る遙か以前に当たっている。また同じく「詞翰志」によれば、破庵派の虛谷希陵（西白・大辨禪師、一二四七—一三二二）も広鑄が住持であった延祐七年（一三一〇）一〇月に玉泉寺の「鐘銘」の文を撰している。

なお、広鑄については『道園学古錄』卷四九に「広鑄禪師塔銘」が存しており、至順二年（一三三二）に世寿五五歳で示寂したことが伝えられている。したがって、その後に宝淵が広鑄の後席を継いで玉泉寺に住持として入院したものならば、時期的に見て邵元と関わりを持ち得た可能性も存することになろう。ちなみに宝淵の道号が邵元と同じ古源であるのも印象的である。

邵元が到った当時としても、おそらく玉泉寺は湖北にお

ける大寺院の一つとして機能していたはずであろうから、そうした由緒ある古刹において首座を勤めることは、邵元にとってもきわめて意義深いものが存したはずであり、それが可能ならしめるだけの力量を邵元が發揮していたことが知られるとともに、玉泉寺の禅者らも邵元に全面の信頼を置いていたことが窺われる。

嵩山少林寺の首座と「祖庵への居住

古源…在少林亦居版首。衆所推服可知。久居少林二祖庵。庵上常有紫雲作蓋、人怪而跡之、唯見師宴坐而已。

扶桑…常居少林二祖庵。庵上有紫雲作蓋、時人怪而迹之、唯見師宴坐而已。

延宝

本朝…元在（玉泉・）少林居版首。寓二祖庵、庵上常有紫雲作蓋、人怪跡之、唯見元宴坐。

さらに「古源和尚伝」と『扶桑禪林僧宝伝』および『本朝高僧伝』によれば、邵元は洛陽（河南省）登封県北一〇里の嵩山（中岳）の少室峰に存する少林禅寺に到つてこれに掛搭しており、やはりここでも版首に就いたと伝えられる。これは日本の入元僧でありながら、邵元の力量が彼の地の叢林に広く認められていたことの左証であろう。

嵩山は登封県の北に聳える名山であり、古来より五岳の一つ中岳として知られ、別に嵩高山・嵩岳・崇山とも称されている。大きく東の太室峰と西の少室峰に分けられており、山中には多くの寺院や道觀が存在している。少室峰の北麓に存する少林寺は、いうまでもなく禅宗初祖である菩提達磨（達摩・円覚大師）が面壁九年の坐禅をなした中国禪宗発祥の聖地として知られ、しかも元の世祖クビライ・ハーン（Qubilai忽必烈汗、一二一五一一九四、在位は一二六〇一二九四）の命で曹洞下の雪庭福裕（光宗正法禪師、一二〇三一一七五）が中興開山として住持して以来、曹洞禪者たちの一大拠点として形成されている。¹²⁾ここにおいて、邵元は珍しくも北地曹洞の流れと関わりを持つ因縁が結ばれることになったわけである。

嵩山少林寺に居していた邵元は、その後、久しく少林寺の裏山に存した二祖庵に閑居していたものらしい。二祖庵は嵩山の少室三十六峰中の鉢盂峰の頂上に存し、今までもなく二祖慧可（神光・大祖禪師、四八七一五九三）の庵所と伝えられ、小石河を隔てて対岸の初祖庵と対峙している。¹³⁾ただし、二祖庵の起源は比較的新しく宋代に至ってのことと見られるものの、邵元の到った当時には慧可ゆかりの古蹟として広く信ぜられていたものであろう。

「古源和尚伝」と『扶桑禪林僧宝伝』および『本朝高僧

伝』によれば、邵元はこの二祖庵にかなり長期にわたって庵居したものらしく、ときに二祖庵の上空には常に紫雲が蓋をして棚引いていたとされ、人々がそのままを怪しく述べ二祖庵に赴くと、ただ邵元が黙々と宴坐するのを見るのみであったとされる。これは当時の邵元が達磨や慧可のごとく面壁坐禪に徹していた状況を述べたものであり、すぐれた禪定力を伝える逸話といつてよく、少林寺山内における邵元の評価がきわめて高かつたことを物語ろう。

その在元中の後半期をほぼ黃河流域において過ごした邵元は、当時、山東や河南の地を中心に隆盛していた曹洞宗の万松行秀（報恩老人、一一六六一一四六）の一派すなわち北地曹洞の人々と交渉を持つ機会を得ている。¹⁴⁾その背景としては、邵元自身がもともと曹洞宗宏智派に属する禪者であったことから、同じ曹洞宗として親近感を覚えたためと見られ、長らく河南の地に留まったのもそうした因縁にちなむものではないかと思われる。

ちなみに元代に邵元よりも先に嵩山の地にまで到っている日本僧としては、一山派の雪村友梅（幻空・寶覺實空禪師、一二九〇一一三四六）の存在が知られている。友梅は越後（新潟県）白鳥郷の人で、元国の使者として来日した臨濟宗曹源派（一山派祖）の一山一寧（妙慈弘濟大師、一二四七一三一七）の法を嗣いでおり、一八歳で入元して四〇歳ま

で二三年間もの歳月を中国の地で過ごしている。友梅が在元中に撰した詩文集である『岷峨集』卷下には「宿少林」「宿法王」「寄法王住持」といった偈頌が存しており、嵩山の少林寺のほかに太室峰南麓の広徳法王禅寺を訪れ、また法王寺の住職に二偈を呈している事実が判明する。⁽¹⁶⁾ 友梅もやはり北地の曹洞禪者と関わりを持つていたことになり、あるいは日本僧の邵元が少林寺で高く評価される背景に、先にこの地を訪れた友梅の活躍が人々の脳裏にいまだ残っていたためかも知れない。

そして、つぎに述べるがごとく邵元は少林寺に在つて北地曹洞の息庵義譲（一二八四—一三四〇）の席下で首座を勤めて曹洞の宗旨を参究している。義譲は金末元初の万松秀の門流すなわち北地曹洞の禪者であり、邵元が少林寺に到つた当時、住持として多大の活動をなしていたことが知られる。おそらく邵元は義譲の席下で早くから信頼を得て頭角を伸ばしていたものと見られ、義譲から首座に抜擢されている。

その間、邵元は少林寺にあつて依頼を受けていくつかの石碑の銘文を記しており、やがて後には示寂した義譲のために選ばれて道行碑をも撰述しているのであって、そのいくつかは少林寺や濟南（山東省）長清県東南九〇里の泰山靈巖禪寺に現存しており、日中友好の輝かしい足跡をいま

に伝えている。南宋代から元代にかけて渡航した日本僧が撰した石碑が実際に中国の地内に現存している事例としてはきわめて貴重なものがあろう。

ちなみに邵元が去つて数一〇年を経た後、日本から入明した大慧派の無初徳始（？—一四一九）という禪者が嵩山少林寺を訪れ、やはり邵元と同じように一山の大衆に請われて世代の塔銘の書体を筆跡している。⁽¹⁷⁾ 徳始は臨済宗松源派の蒲庵來復（見心、一三一九—一三九二）が曹洞宗の淳拙文才（一三七三—一三五二）のために撰した「嵩山祖庭少林禪寺住持淳拙禪師才公塔銘有序」を扶桑沙門の肩書きで書丹しており、この塔銘もまた少林寺の碑林に現存している。⁽¹⁸⁾ 徳始については日本の燈史・僧伝にその章が存していいものの、幸いにも『補続高僧伝』卷一五「日本徳始伝」や『続燈正統』卷一五「成都府大隋無初徳始禪師」の章、『五燈全書』卷五七「成都大隋無初徳始禪師」の章など中國の燈史・僧伝に立伝されていることから、生涯の消息を知ることができる。徳始は信濃（長野県）の神氏の出身で、州内の天寧寺で沙弥となり、山城（京都府）の諸禪刹で研鑽の後、同郷の先哲である比叡山の覚阿（一一四三—？）の古道を慕つて入明している。その後、徳始は南京（江蘇省）の鳳山天界善世禪寺（もと龍翔集慶禪寺）において臨済宗大慧派の季潭宗泐（全室、一三一八—一三九一）に参じて

その法を嗣いでおり、同じ大慧派の独庵道衍（斯道、還俗名は姚広孝、一三三五—一四一八）らと交友を結んでいる。

まもなく徳始は嵩山少林寺に到っているものらしく、来復が撰した文才の塔銘を立石するのに際して、選ばれて石碑の文字を筆跡しているわけである。

洪武二三年（一三九〇）に徳始は峨嵋山から成都（四川省）に赴いて蜀の獻王すなわち朱椿（獻園、？—一四二三）の礼遇を受けており、さらに成都の近郊、彭州灌県の大隋山に存した唐代の大隋法真（神照禪師、八三四十九一九）の古道場である大隋院などに住持している。徳始は邵元と相違して日本に帰ることなく、宣德四年（一四二九）九月に示寂している。徳始の消息もまた邵元の事跡とともに日中交流の歴史に大きな功績をいまに伝えるものである。

嵩山少林寺と泰山靈巖寺に現存する邵元撰の石碑

すでに述べたごとく、邵元はその在元中に少なくとも五種ないし六種の石碑を撰していることが知られている。ただ、この点は「古源和尚伝」をはじめ日本の燈史・僧伝には全く記されておらず、邵元自身もおそらく帰国後にそのことを日本の道俗に鼓舞することはなかつたものと見られる。すなわち、清代の吳式芬（字は子芯）が撰した『據古錄』卷一九「元」には、

- ・少林寺昭公塔銘。沙門邵元撰正書。河南登封。後至元五年正月。

- ・貢副寺長生供記。比邱邵元撰正書。河南登封。後至元五年正月。

- ・少林寺貢公副寺之塔。正書。河南登封。後至元五年二月。

- ・新撫玉仏殿記。沙門邵元撰、智昇正書。河南登封。後至元五年三月。

とあり、同じく『據古錄』卷一〇「元」に、

- ・少林寺息庵禪師道行碑。沙門邵元撰、法然正書、益吉祥篆額。河南登封。至正元年三月。

- ・息庵禪師碑陰宗派図。正書。

- ・靈巖寺息庵讓公禪師道行碑。日本僧印元撰并行書、益吉祥篆額。山東長清。至正元年十一月新復日。

讓公碑陰落髮禪師等題名。正書。

と記されている。⁽¹⁹⁾ここでは「少林寺昭公塔銘」「貢副寺長生供記」「少林寺貢公副寺之塔」「新撫玉仏殿記」「少林寺息庵禪師道行碑」「靈巖寺息庵讓公禪師道行碑」という六種の金石史料に邵元に関わる記述が見られる。

また清代の孫星衍（字は淵如、一七五三—一八一八）が撰した『寰宇訪碑錄』卷一二「元」には、

- ・貢副寺長生供記。比邱邵元撰正書。後至元五年正月。浙江鄞縣范氏拓本。

・新撫玉仏殿記。沙門邵元撰、智昇正書。後至元五年三月。浙江鄞縣苑氏拓本。

・少林寺息庵禪師碑。沙門邵元撰、法然正書。至正元年三月。河南登封。

・靈巖寺讓公禪師道行碑。日本僧印元撰行書。至正元年十一月。山東長清。

とあり、邵元に関わる石碑として四種の金石史料ないし拓本が紹介されている。⁽²⁰⁾ ただし、両金石史料とも靈巖寺のものは邵元の名が判読できなかつたものか、日本僧印元の撰書として扱われている。⁽²¹⁾

一方、光緒二七年（一九〇一）に蘇州（江蘇省）長洲県の葉熾昌（字は鞠裳）が自序を付した『語石』卷八にも、

異域碑文、自日本朝鮮同洲之國以至歐非兩洲、皆

自其國中來。若中國石刻而異域之人書之、惟房山雷音堂

石經有高麗僧達牧書。長清靈巖寺讓公禪師碑、拠寰宇訪碑錄、但云至正元年日本國僧印元撰行書。余得一精拓、詳

釈之、其首題日本國山陰道但州正法禪寺住持沙門邵元撰并書。邵字左旁雖微泐尚可辨、即以訪碑錄証之。後至元

五年、有貢副寺長生供記、比邱邵元撰正書。又新撫玉仏殿記、沙門邵元撰、書者智昇也。至正元年、又有少林寺息庵禪師碑、亦邵元撰。疑皆即一人、以島國比邱而金石文

字流傳於中土者、有四刻。扶桑朝旭、此其喧嘩之兆已。

吾鄉胥門外有荒邱、土人呼之曰王墳。余童時偕馮小尹茂才訪之、見臥碑在草叢中。剔蘚讀之、迺是日本国使臣歿而旅殯於此。撰書皆其国人也。當時惜未記其年月姓氏。〈右外国人書一則〉

と記されており、中国に残る日本僧邵元の撰書になる石碑として「長清靈巖寺讓公禪師碑」「貢副寺長生供記」「新撫玉仏殿記」「少林寺息庵禪師碑」という四種を挙げている。⁽²²⁾ しかも、ここでは実際に靈巖寺の拓本を詳細に検討し、印元ではなく邵元の作であることを質している。さらに塚本善隆氏はこれに「少林寺昭公塔銘」の存在を加えており、それらを年代の古い順に整理して並べてみると、

・少林寺昭公塔銘。沙門邵元撰、正書。河南登封。後至元五年正月。

・貢副寺長生供記。比邱邵元撰、正書。河南登封。後至元五年正月。

・新撫玉仏殿記。沙門邵元撰、智昇正書。河南登封。後至元五年三月。

・少林寺息庵禪師碑。沙門邵元撰、法然正書。河南登封。至正元年三月。

・靈巖寺讓公禪師道行碑。日本僧印元撰行書。山東長清。至正元年十一月。

という五種の石碑が邵元のものとして存していくことにな

り、また少林寺と靈巖寺の義譲の道行碑の碑陰もおそらく邵元の撰または正書になるものであろう。しかし、実際にこれらの中で現存しているのは、少林寺に建てられた「顯教円通大禪師照公和尚塔銘并叙」「河南府路登封縣嵩山祖庭大少林禪寺第十五代住持息庵禪師行実之碑」の二碑と、

靈巖寺に建てられた「靈巖禪寺第三十九代息庵讓公禪師道行之碑」の一碑であり、合わせて三碑の内容が確認されている。とはいっても、一介の日本僧が中国の地で撰した碑文がこれほど現今にまで残されていること自体、きわめて特異かつ貴重な事例といってよい。

そこでつぎに邵元が撰した現存する二種の塔銘について、その全文および書き下し文を載せ、さらにそれぞれについて撰書の経緯などを考察しておくことにしたい。なお原文のみは原則として旧字体を用い、書き下し文は新字にて表記する。また原文はすでに諸氏により多く紹介されているため、便宜上、本稿では返り点や句読点を付しておくことにしたい。

菊庵法照の塔銘

はじめに「顯教円通大禪師照公和尚塔銘并叙」であるが、これはすでに塚本善隆氏の『日中仏教交渉史研究』の「元における東福寺廿五世邵元とその撰書の元碑」にその全文

と影印および簡略な解説が存していることから重複するもの、いまその原文を私なりにとらえ直してみたい。はじめに「顯教円通大禪師照公和尚塔銘并叙」の原文を示すならばつぎのようである。

顯教圓通大禪師照公和尚塔銘并叙。

當山首座日本國沙門邵元撰并書。

生而不_レ生、一_レ漚泛_二於大覺海、滅而不_レ滅、孤月朗_二於法性天。執_二妄見_一也、則有_二生滅、悟_二眞如_一也、則無_二去來。師諱法照、菊庵其自號也。本貫保定雄州新城縣中王村趙氏子也。爲人俊拔、天姿雅朗。在童稚群、不_レ事_二戲弄_一。不_レ茹_二葷酒、素餐自甘。鬚角之歲、成人之德、見_レ稱_二鄉黨_一。七歲入_レ學、所_レ稟經書、過_レ目成_レ誦、宛如_二生而知者_一也。每_レ見_二佛書、手不_レ釋_レ卷。年方_二十三歲、志慕_二釋氏、心樂_二空門。父兄知_二其志不可_レ奪、而送到_二本村雲居寺、禮_二義滿和尚_一爲_レ師披剃。至_二十六歲、受_二具足戒_一。自此遍謁_二講肆_一、聽_二習經論、凡曰_二開演_一、無_レ不_二探蹟_一。研_二金剛圓覺之樞要、究_二玄贊華嚴之祕奧、實談肆之義虎也。雖_レ極_二南詢之玄門、未_レ窺_二西來之妙旨、故決_レ志遊方、遠訪_二明師_一。于_レ時足庵和尚、住_二燕之萬壽_一、隆_二昌洞上之宗_一、時稱_二法窟_一。師慕_二其風、直往造_レ焉、幅_二衣_一室中、蚤夕參扣、一語契_レ機、心地開通。足庵許可、乃付_二衣法_一。至元_二十九年之春、彰德府林州黃花山覺仁禪寺衆知事、賈_レ疏而來請_レ師。至_二秋九月、開堂、入院之後、

官員敬仰、儒道欽依。又有本州墨竈山玉泉禪院主僧慧寬并

崔嵬。

後至元五年正月 日、門人子珍等立石。

提點智蓋・智俊・子敬・子安、監寺子義・子勝。

首座義聰・書記法泉・藏主法然・知客祖章。

宣授祖庭住持傳法嗣祖沙門息庵。

さうに便宜上これを書き下し文によつて示してみると、およそつぎのようになるであろう。

顯教円通大禪師照公和尚の塔銘、并びに叙。

当山の首座、日本国沙門邵元、撰し并びに書す。

生じて生せず、一溫は大覺の海に泛び、滅して滅せず、孤月十五日、遷神於寢室。享齡六十七、法臘五十一。闡維之後、建塔於寺之西南焉。古德云、修造自有レ人、且爲佛法作レ主者、是一時之說也、不可レ偏執。師乃不然也。大凡所住之處、播揚大教、能爲佛法作レ主、革故鼎新、亦能爲修造竭レ力。可レ謂本色住持之榜樣也。門人子珍、一日携師行實來、命レ余紀レ之。余雖レ不敏、而以ニ其慤志之勤、略紀始末、以銘于塔。銘曰、

一眞法界、本無去來、生死海内、妄見輪廻。猗歟達士、情無疑猜、悟解超絕、明鏡當臺。四據巨刹、震起法雷、提唱宗旨、正偏兼該。富瞻常住、以レ公爲懷、爲衆竭レ力、不レ吝己財。能事已畢、掩息如灰、漚起漚滅、花落花開。宗匠逝矣、哀哉痛哉、五乳峯下、浮圖

謁し、経論を聴習し、凡そ開演ありと曰わば、探蹟せざるは無し。金剛・円覚の枢要を研め、玄賛・華嚴の秘奥を究む、實に談肆の義虎なり。南詢の玄門を極むと雖も、未だ西來の妙旨を窺わず、故に志を決して遊方し、遠く明師を訪う。時に足庵和尚、燕の万寿に住して、洞上の宗を隆昌し、時に法窟と称す。師、其の風を慕い、直ちに往きて焉れに造り、衣を室中に掲げ、夤夕に参扣し、一語にて機に契い、心地開通す。足庵、許可して、乃ち衣法を付す。至元二十九年の春、彰徳府林州の黄花山覚仁禪寺の衆知事、疏を賈して来たりて師を請す。秋九月に至りて開堂するに、入院の後、官員は敬い仰ぎ、儒道は欽しみ依る。又た本州の墨竈山玉泉禪院の主僧慧寛、并びに知事等有りて、共に施状を立てて師に与え、衣鉢の院と為す。師乃ち之れを領す。一たび住するの後、百廢俱に挙げ、田土二十余頃を増置し、莊園の耕具、併せて皆な周ねく備う。延祐五年、師、桑梓の思い有り、乃ち寺を以て門徒に囑し、而して踵を雲居に旋らし、仏殿を創建して輪換なること観る可し。加之るに、雲堂・厨庫・方丈・衆寮、頭より一新し、併せて衣資を罄し、地三頃有余を置く。莫大の功、得て称ぐる無し。至治二年、嵩の少林、席を虚にし、千里を遠しとせず、師を請して住持せしむ。衲子、奔湊すること、百川の巨壑に赴くが如し。祖庭の叢林、之れが為に興盛す。斯に於いて明年、土木の役を興し、後厨を締構し、以

て東屋を瞻い、倉廩の儲え、此れより備わる。六月に至りて、微疾を示し、旬を弥りて損わず。七月十五日に至りて、寝室に遷神す。享齡六十七、法臘五十一。闡維の後、塔を寺の西南に建つ。古德云く、「修造には自ずから人有り、且つ仏法の為めに主と作る者は、是れ一時の説なり、偏執すべからず」と。師は乃ち然らざるなり。大凡そ所住の處、大教を播揚して、能く仏法の為めに主と作り、革故鼎新して、亦た能く修造の為めに力を竭くす。謂つべし、本色住持の榜様なりと。門人子珍、一日、師の行実を携え来たり、余に命じて之れを紀さしむ。余、不敏なりと雖も、而も其の懃志の勤なるを以て、略して始末を紀し、以て塔に銘す。銘に曰く、

一の真法界、本とより去来無し、生死の海内、妄見によりて輪廻す。猗歎、達士は、情に疑猜無く、悟解は超絶し、明鏡、台に当たる。四たび巨刹に拋りて、法雷を震い起こし、宗旨を提唱して、正偏、兼該す。常住を富贍して、公を以て懷いと為し、衆の為めに力を竭くし、己財を吝しまず。能事は已に畢わり、掩息すること灰の如く、漚のごとくに起こり漚のごとくに滅し、花は落ち花は開く。宗匠は逝けり、哀しいかな、痛しいかな、五乳峯下、浮岡、崔嵬す。

後至元五年正月 日、門人子珍等、立石す。
提点の智蓋・智俊・子敬・子安、監寺の子義・子勝、

首座の義聰、書記の法泉、藏主の法然、知客の祖章。

宣授祖庭住持伝法嗣祖沙門息庵。

「当山首座」とは嵩山少林寺の第一座のことであり、このとき邵元は少林寺の首座という肩書きでこの塔銘を撰していることが知られる。しかも「日本国沙門邵元撰并書」とあるから、邵元はこの石碑の文面を撰したのみでなく、石碑に刻む文字をも自ら筆を取って書筆しているのであって、その面でもこの「顯教圓通大禪師照公和尚塔銘并叙」は邵元が楷書で記した直筆の書風そのものが窺われる貴重な文物ということになろう。

そもそも塔銘の主人公である菊庵法照（顯教圓通大禪師、一二五七—一三三三）は北地曹洞の流れに属する足庵淨肅の法嗣であり、少林寺中興開山の雪庭福裕の法孫に当たる曹洞禅者である。⁽²³⁾ 法照は保定（河北省）雄州新城県中王村の趙氏の出身で、村の雲居寺の義満について得度し、一六歳で具足戒を受けて後、教学を研鑽している。さらに禪門に転じて大都の万寿寺において足庵淨肅に参じて曹洞宗旨を究めてその法を嗣いでいる。いま、法照に至る法系を示すならば、

万松行秀—雪庭福裕—足庵淨肅—菊庵法照

ということになり、彼の万松行秀の法曾孫に位置する曹洞禅者にほかならない。彰徳府（河南省）林州（林県）西北

一〇里の黄花山覚仁禪寺や雄州の墨竈山玉泉禪院さらに受業寺である雲居寺に住持した後、至治二年（一三一二）に法照は少林寺に遷住しており、おそらく少林寺の第一二世か第一三世であったものと推測される。法照は伽藍の充実に尽力したものらしいが、住持することわずか一年あまりで至治三年七月一五日に世寿六七歳で示寂している。法照が少林寺で示寂した当時、邵元はいまだ日本禪林に在つて双峰宗源らに参学中であり、入元する遙か以前に当たつていることから、實際の法照の人となりなどは全く知らなかつたことになる。

ところで、邵元の語るところによれば、一日、法照の門人であった子珍が先師法照の行実（「菊庵和尚行実」といった表題か）を携えて首座の邵元を訪ね、塔銘の撰述を依頼したとされる。⁽²⁴⁾ 邵元ははじめ自らその器でないとこれを辞退したものらしいが、結局のところ、子珍の誠心な志しに打たれて、その墓塔の銘文を撰したわけである。その立石が至元五年（一三三九）正月のことであるから、子珍からの依頼は少なくともその前年にはなされていたはずであろう。仮に至元四年とすれば、すでに入元して一二ヶ年の歳月が経過しており、邵元も中国禪者らの中にかなり同化していた時期と見られる。

代の息庵義譲であり、邵元はその席下で首座の要職を勤めていたわけである。また塔銘を邵元に依頼した子珍をはじめ、寺内の多くの禅者がその立石に関与していたことが知られ、その中には後に邵元が義譲の碑文を撰した際に正書することになる藏主の法然の名なども見られる。⁽²⁵⁾

いずれにせよ、一介の日本僧であった邵元が、實際には相見することもなかつた亡き法照のために選ばれて塔銘を撰していることは、きわめて異例の事実といってよい。邵元は自ら「当山首座」の肩書きを用い、また「日本国沙門」としての立場を鮮明にしているが、當時、それが許されるほどに日本僧に対する評価が元朝禪林に高まっていたことの左証でもある。⁽²⁶⁾ しかも邵元は塔銘の文を撰したのみではなく、石碑に刻む実際の文字をも自筆に認めているわけであるから、詩文に精通していた上に、能筆家としても当地に知られていたことになろう。

また邵元は「頭教円通大禪師照公和尚塔銘并叙」を撰するのとほぼ時期を同じくして「貢副寺長生供記」と「新撫玉仏殿記」をも撰していることが知られている。この二つの金石史料は残念ながら石碑 자체もその拓本も現存が確認されていないが、「貢副寺長生供記」は「頭教円通大禪師照公和尚塔銘并叙」と同じく至元五年正月に邵元が撰して自ら正書したもののが立石されており、かつては少林寺の一

角に残されていたものである。⁽²⁷⁾ また「新撫玉仏殿記」も邵元が撰したものであるが、正書は智昇によつてなされており、やはり至元五年三月に少林寺内に新たに玉仏殿が建立されたのにちなんで立石されたものであろうから、この当時、邵元の存在が少林寺山内にきわめて高く評価されていたことが知られる。

息庵義譲の二種の塔銘

つぎに邵元が息庵義譲のために二種の道行碑を撰することについて、その原文と書き下し文をそれぞれ載せ、若干の考察をなしておくことにしたい。

はじめに嵩山少林寺に立石された「河南府路登封縣嵩山祖庭大少林禪寺第十五代住持息庵禪師行實之碑」について考察したい。この碑文には上部に損庵洪益（円照善門光顯古禪師、一二六三—一三四〇）が記した「息菴禪師道行之碑」という篆額が刻まれており、その下に邵元が撰して藏主の法然が正書した碑文が記されている。はじめにその全文を示すならば、およそつぎのごとくなろう。

河南府路登封縣嵩山祖庭大少林禪寺弟十五代住持息庵禪

師行實之碑。

日本國山陰道但州正法禪寺住持沙門邵元撰。

轉經比丘藏主法然書丹。

中奉大夫前管領大開元一宗諸路都宗攝圓照普門光顯大

禪師益吉祥篆額。

曹洞玄旨、調高和寡、續其斷絃者投子也。青州正派、源遠流長、揚其頽波者雪庭也。扶堅祖庭之凋零、重整宗綱之將墜、故爲其兒孫者、皆箕裘之業相繼、跳竚之器自全。雪庭三世、有息庵老人者、迺真定人也。諱義讓、姓李氏。

生而穎異、志氣不群。廿歲禮本府華嚴寺相闍梨、爲師雍落。受具之後、投於講肆、聽習華嚴。遂周由燕趙之間、遍參宗匠。未後徃封龍山、扣古巖之室。古巖一見、甚稱賞之。未幾、古岩應靈巖之舉、師乃侍徃。皇慶中、古巖赴少林之請、師又隨之。巾侍數載、晨昏參請、機緣相契、乃密付衣頌、使續洞上宗風、且令掌書記。後遊南陽、領紀綱於香巖、司記室於香山。又歸嵩陽、首衆于法王。至治二年、開堂於洛陽之天慶。次遷熊耳之空相、住泰山之靈巖。凡所住之處、革故鼎新、百廢俱舉。至元丙子之秋、適嵩之少林虛席、本山知事、齋疏迎請。住持五載、玄風大振、聲名籍甚、學徒雲臻。師傳道揚化之餘、以莊嚴法社爲心。故鳩丹青粧鑾、殿宇祖刹、爲之改觀。加之、寺內廊廡倉庫并莊園水磨、所有房宇、悉皆修整、倉廩之畜、十二倍於常。苟非宿殖之力、焉有如此盛者歟。庚辰之夏、遘疾弥留、乃命門人曰、斯疾不可起也、吾往必矣、急營塔。至五月十二日、塔頗畢功。其日、師召知事門

人等、付于後事。遂索筆書偈訖、右脇而逝。偈曰、來時本靜、去亦圓周、虛空作舞、任意優游。至二十四日闡維、門人分靈骨、重塔于靈巖。世壽五十七、僧臘三十六。門弟子百有餘人、嗣法者一十一人。其秋七月、參學小師勝安、携師行實、不遠千里、來淮之寶林、敬禮泣告前開元宗攝損庵老師曰、少林住持、於五月十二日順世、荼毗訖、大小知事、令勝安特來求乞文刻于石、伏望和尚慈悲。

老師曰、自愧、實負霜燈、已在年邁。去此不遠、有二日本國古源上人、豁達之士、汝可徃哀愍求之於文。於是、安遂依老師指揮、過余索記且曰、公在先師會下久矣、我所知、矧少林老師道德、與嵩少爭高巍巍乎。吾無以閒然、又跋涉千里、意在明珠、而得魚目歸可乎。撫抑亦不虛宗摶老師誘引之意也。余復命曰、文字之學、非已缺然、固辭不可。不得已而焚香稽首、輒染短翰、繫之以銘。銘曰、

新豐一曲、迥絕追尋、格外玄旨、罕逢知音。雪庭間出、續焰少林、五乳峯下、鳳翔龍吟。遞代相繼、以心傳心。惟息庵師、耀古騰今、吹無孔笛、彈沒絃琴、妙叶回互、暗度金針。四戶望刹、接物隨宜、舉唱宗旨、不落今時。末後一著、不勞竹思、踏翻大海、趣倒須弥。劫石可碎、太華可夷、師道師德、須營塔。至五月十二日、塔頗畢功。其日、師召知事門

万世不衰。

至正元年三月吉日。監寺子義、小師覺□・覺談等立石。

提點智蓋・智俊・子教・子安、監寺子義・子勝、維那子霧、典座子祐、副寺子朗・子整・子淨・覺訓・子音・覺蔚、直歲子因・覺□・子吉・覺真・福斌、首座義聰、藏主法然、知客覺恭、教讀智春、錢帛智實、倉主行密、外庫覺頃、莊主義瓊、侍者子定・德銑・禧明。

宣授祖庭大少林禪寺住持嗣祖傳法沙門無爲法容。

監寺藏山覺雲刊。

便宜上、これを書き下し文で示すと、およそつぎのごとくならう。ただし、ここでは文意に合わせて内容をいくつかに改行して載せておくことにしたい。

河南府路登封県の嵩山祖庭大少林禪寺第十五代住持息庵

禪師行実の碑。

日本国山陰道但州正法禪寺の住持沙門邵元、撰す。

転經比丘藏主法然、書丹す。

中奉大夫前管領大開元一宗諸路都宗摸円照普門光顯大

禪師、益吉祥、篆額す。

曹洞の玄旨、調べは高くして和すること寡なし、其の断絃を続ぐ者は投子なり。青州の正派、源は遠く流れは長し、其の頽波を揚ぐる者は雪庭なり。祖庭の凋零を扶堅し、重ねて宗綱の将に墜ちなんとするを整う。故に其の兒孫為る者、皆な

箕裘の業をば相い継ぎ、跳竈の器、自ずから全し。

雪庭の三世に、息庵老人という者有り、迺ち真定の人なり。

諱は義讓、姓は李氏。生れながらに穎異にして、志氣は群せず。廿歳にして本府の華嚴寺の相闍梨を礼し、師と為して雍落す。受具の後、講肆に投じて、華嚴を聴習す。遂に燕趙の間に周由し、遍ねく宗匠に參す。末後に封龍山に往きて、古巖の室を扣く。古巖、一見して、甚だ之れを称賞す。未だ幾ならずして、古岩、靈巖の舉に応じ、師乃ち侍して往く。皇慶中、古巖、少林の請に赴き、師又た之れに隨う。巾侍すること數載、晨昏に参請し、機縁相い契い、乃ち密に衣頌を付し、洞上の宗風を統がしめ、且つ書記を掌らしむ。後に南陽に遊び、紀綱を香巖に領し、記室を香山に司る。又た嵩陽に帰り、法王に首衆たり。

至治二年、洛陽の天慶を開堂す。次で熊耳の空相に遷り、泰山の靈巖に住す。凡そ所住の処、革故鼎新し、百廢俱に擧ぐ。至元丙子の秋、適たま嵩の少林、席を虛にし、本山の知事、疏を齋して迎請す。住持すること五載、玄風は大いに振い、声名は籍甚にして、学徒、雲のごとくに臻まる。師、伝道揚化の余り、法社を莊嚴するを以て心と為す。故に丹青を鳩めて鑿を粧い、殿宇・祖刹、之れが為めに觀を改む。加乙るに、寺内の廊廻・倉庫、并びに莊園・水磨、所有の房宇、悉く皆な修整し、倉廩の畜えは、常に十倍せり。苟しくも宿殖の力

に非ずば、焉んぞ此の如く盛んなる者有らんか。

庚辰の夏、疾に遭いて弥留し、乃ち門人に命じて曰く、「斯の疾、起つべからず、吾れ往くこと必せり、急に須らく塔を営むべし」と。五月十二日に至りて、塔頗、功を畢う。其の日、師、知事・門人等を召し、後事を付す。遂に筆を素めて偈を書し訖わり、右脇にして逝く。偈に曰く、「來たる時、本とより静かに、去るも亦た円かに周ねし、虛空にて舞を作し、意に任せて優游す」と。十四日に至りて闡維し、門人、靈骨を分かち、重ねて靈巖に塔す。世寿五十七、僧臘三十六。門弟子は百有余人、嗣法の者は一十二人なり。

其の秋七月、參学の小師勝安、師の行実を携え、千里を遠しとせず、淮の宝林に来たり、敬礼して泣きて前開元宗摸損庵老師に告げて曰く、「少林の住持、五月十二日に順世し、荼毘し訖わり、大小の知事、勝安をして特に来たりて文を乞い石に刻むことを求めしむ、伏して望むらくは和尚、慈悲」と。老師曰く、「自ら愧づ、實に霜橙を負い、已に年邁に在ることを。此を去りて遠からざるに、日本國の古源上人有り、豁達の士なれば、汝、往いて哀愍して之れに文を求むべし」と。是に於いて、安、遂に老師の指揮に依り、余を過ぎて記を索め、且つ曰く、「公は先師の会下に在ること久し、實に師を知る者なり。文を作りて以て其の道を光揚するは、唯だ旧日の道義を忘れざるのみに非ず、抑た亦た宗摸老師が誘引の意

をも虚しくせざるなり」と。余復た命じて曰く、「文字の学、我が知る所に非ず、矧んや少林老師の道徳は、嵩少と高巍巍なるを争うか、吾れ以て間然する無し。又た千里を跋渉せること、意は明珠に在り、而して魚目を得て帰ること可ならんや」と。己を撫ること缺然たれば、固辞すること不可なり。己むを得ずして香を焚きて稽首し、短翰を輒染して、之れに繫ぐに銘を以てす。銘に曰く、

新豊の一曲、迥かに追尋を絶し、格外の玄旨、知音に逢うこと罕なり。雪庭、間出して、焰を少林に続ぎ、五乳峯下、鳳翔び龍吟す。遞代して相い継ぎ、心を以て心に伝う。惟うに息庵師、古に耀き今に騰り、無孔笛を吹き、没絃琴を弾じ、妙に回互に叶い、暗に金針を度る。四戸の望刹、接物は宜しきに隨い、宗旨を拳唱して、今時に落ちず。末後の一著、佇思を労せず、大海を踏翻し、須弥を趣倒す。劫石は碎くべく、太華は夷らぐべくとも、老師の道と老師の徳は、万世に衰えず。

至正元年三月吉日。

監寺の子義、小師の覺□・覺談等、立石す。

提点の智蓋・智俊・子教・子安。監寺の子義・子勝。維那の子霧。典座の子祐。副寺の子朗・子整・子淨・覺訓・子音・覺酌。直歳の子因・覺□・子吉・覺真。福斌。首座の義聰。藏主の法然。知客の覺恭。教誦の

智春。錢帛の智実。倉主の行密。外庫の覺碩。莊主の義瓊。侍者の子定・徳銑・禧明。

宣授祖庭大少林禪寺住持嗣祖伝法沙門の無為法容。

監寺の藏山覺雲、刊す。

さらにいま一方の泰山靈巖寺に立石された義讓の道行碑である「靈巖禪寺第三十九代息庵讓公禪師道行之碑」の原文と書き下し文を載ることにしたい。すなわち、靈巖寺境内に立石された道行碑の原文には碑文の上部にやはり損庵洪益が揮毫した「息庵禪師道行碑記」という篆額が刻まれており、その下にその後に邵元が撰して自ら正書した以下の文が記されている。ただし、原石碑には磨滅して判読不明の箇所がかなり存していることから、『泰山志』卷一八「金石記四〈元〉」に収録される「靈巖禪寺第三十九代息庵讓公禪師道行之碑」や先の少林寺の碑文を合わせ参考し、妥当と見られる字句を補つておきたい。

靈巖禪寺第三十九代息庵讓公禪師道行之碑。

日本國山陰道但州正法禪寺住持沙門邵元撰并書。

中奉大夫前管領大開元一宗諸路都宗攝圓照普門光顯大禪師益吉祥篆額。

大萬松兩國師下、有_二雪庭總統、三世而繼_二其燈者息庵也。

師真定人。諱義讓、姓李氏。生而穎異、志氣不_レ群。廿歲禮

本府華嚴寺相闈黎、爲_レ師薙落。受具之後、徧於_二講肆、聽_二

習華嚴、而深造_二毘盧藏海。厥後、遂周_二由燕趙之間、遍參_二宗匠。末後往_二風龍山、扣_二古巖宗師之室。古巖一見、甚稱_二賞之。未_レ幾、老師應_二靈巖之舉、師乃侍徃。皇慶中、古巖赴

密付_二衣頌、使_レ續_二洞上宗風、且令_レ掌_二書記。後遊_二南陽、

領_二紀綱於香嚴、司_二記室於香山。又歸_二嵩陽、首_二衆於法王。

至治年間、開_二堂於洛之天慶。次遷_二熊耳之空相、住_二泰山之

靈巖。凡所住之處、皆革故鼎新、百廢俱舉。至元丙子秋、適

嵩之少林虛_レ席、本山知事、賚_レ疏迎請。匡率五禪、玄風大振、

聲名籍甚、學徒雲臻。師傳道揚化之餘、以_レ莊_二嚴法社_一爲_レ心。故鳩_二丹青_一粧_レ鑾、殿宇祖刹、爲_レ之改_レ觀。加之、寺內廊廡

倉庫并莊園水磨、所有房宇、悉皆修整、倉廩之畜、十二陪於常。苟非_二宿殖之力、焉有_二如_レ此盛者歟。庚辰之夏、遘_レ疾

弥留、乃命_二門人曰、斯疾不可_レ起也、吾往必矣、急須_レ營_二塔。至_二五月十一日、窣堵畢_レ功。其日、師召_二知事門人等、

付_二于_レ後事_一。遂索_レ筆書_レ偈訖、右脇而逝。偈曰、來時本靜、

去亦圓周、虛作_レ舞、任_レ意乃優游。至_二十四日、闔維、門人分_二靈骨、重塔_一於靈巖。世壽五十七、僧臘三十六。門弟子百有

餘人、嗣法者一十三人。其秋七月、參學小師勝安、携_二師行

實、不_レ遠_二千里_一來、乞_二文於我_一。而我迺日本之產、又非_三陳

良去_レ楚而北悅_二周孔之道_一也、然不_レ獲_二厥中華之魯奈公_一。再

三辭、不_レ得_レ已而諾_レ之、以應_レ平_二實於說_一。他日有_二荆舒而

我之以膺者、予如何哉。雖文不美、蓋口耳也。亦不甚難、而須次第之實。且息庵師乃大宗匠、而道價超倫之人也。以至超自脫俗。師相公後、錫飛寶海、學歷名山、

以之續達磨〔印〕後之燈、以之契吾祖不傳之旨。正偏兼帶了、惟自縱橫、黑白未分也、許誰得妙。由是論之、師

平昔梳風鑊月、斬玉淘金、乃其續餘、有何奇特焉。

師平日貴乎灑落爲道、而自在不拘。凡游戲三昧、而縱放取捨、隨流穩當。雖不拘於文字、而亦不惰於偏枯。然所居之處、存亡進退、而不乖於其時。又非得失、而動於其心也。自我萬松大宗師去後、天下禪林、而道風鼓舞、二嚴獲者、惟師也。於是、師之生世、幼而至於壯、壯而至於老、皆道豐時盛、而得遂其志、以至嫡嗣古巖大和尚。而天下禪老、誰能出於其右乎。主於靈巖、天下名刹、誰聞而不仰於其風歟。終於少林、天下宗風、誰敢不偃於其學歟。今分塔於茲靈巖、可謂至矣廣矣。而甲終焉之計矣。吁、雖我拙而弗敢作之文、故盥滌焚香稽首、輟染短翰、繫之銘。銘曰、

新豐一曲、迥絕追尋、格外玄旨、罕逢知音。雪庭閒出、續焰少林、五乳峯下、鳳翔龍吟。遞代相繼、以心傳心。惟息庵師、耀古騰今、吹無孔笛、彈沒絃琴、妙旨回互、暗度金針。四戶望刹、接物隨宜、舉唱宗旨、不落今時。末後一着、不勞佇思、踏翻大

海、趣倒須弥。劫石可碎、泰華可夷、師道師德、万世不衰。

至正元年仲冬之新復日。

小師覺宗・覺際・覺迂・覺彰・覺猷・覺棟等立石。

清亭石匠張克讓等鐫。

このように靈巖寺に立石された道行碑は、少林寺に立石された道行碑と部分的に重なる面もあるが、独自の記述もかなり存している。便宜上、やはり靈巖寺の道行碑も書き下し文で載せ、文意に合わせて内容によつて改行しておくことにしたい。

靈巖禪寺第三十九代息庵讓公禪師道行の碑。

日本國山陰道但州正法禪寺住持沙門邵元、撰し并びに書す。

中奉大夫前管領大開元一宗諸路都攝宗円照普門光顯大禪師益吉祥、篆額す。

大万松両国師の下に、雪庭總統有り、三世にして其の燈を繼ぐ者は息庵なり。師は真定の人なり。諱は義讓、姓は李氏。

生まれながらに穎異にして、志氣は群せず。廿歳にして本府の華巖寺の相闍梨を礼し、師と為して薙落す。受具の後、遍く講肆に於いて華巖を聽習して、深く毘盧藏海に造る。厥の後、遂に燕趙の間に周由し、遍く宗匠に參ず。末後に風龍山に往き、古巖宗師の室を扣く。古巖、一見して甚だ之れを称

賞す。未だ幾ならず、老師、靈巖の拳に応じ、師乃ち侍して往く。皇慶中、古巖、少林の請に赴き、師又た之れに遂う。巾侍すること数載、晨昏に参請し、機縁相い契い、乃ち密に衣頌を付し、洞上の宗風を続がしめ、且つ書記に掌てしむ。後に南陽に遊び、紀綱を香巖に領し、記室を香山に司る。又た嵩陽に帰り、法王に首衆たり。

至治年間、洛の天慶に開堂す。次で熊耳の空相に遷り、泰山の靈巖に住す。凡そ所住の処、皆な革故鼎新し、百廢俱に挙ぐ。至元丙子の秋、適たま嵩の少林、席を虚にし、本山の知事、疏を賛して迎請す。匡率すること五祀、玄風は大いに振い、声名は籍甚たりて、学徒、雲のごとくに臻まる。師、伝道揚化の余り、法社を莊嚴するを以て心と為す。故に丹青を鳩めて鑿を粧い、殿宇・祖刹、之れが為めに觀を改む。加之るに、寺内の廊廡・倉庫、並びに莊園・水磨、所有の房宇、悉く皆な修整し、倉廩の畜え、常に十倍す。苟しくも宿殖の力に非ずば、焉んぞ此の如く盛んなる者有らんか。

庚辰の夏、疾に遭いて弥留し、乃ち門人に命じて曰く、「斯の疾は起つべからず、吾れ往くこと必せり、急に須らく塔を當むべし」と。五月十二日に至り、窣堵、功を畢う。其の日、師、知事門人等を召して、後事を付与す。遂に筆を素めて偈を書し訖り、右脇にして逝く。偈に曰く、「來たる時、本とより静かに、去るも亦た円かに周し、虚しく舞を作し、意に

任せて乃ち優游す」と。十四日に至りて闡維し、門人、靈骨を分かち、重ねて靈巖に塔す。世寿五十七、僧臘三十六。門弟子は百有余人、嗣法の者は一十三人なり。

其の秋七月、參學の小師勝安、師の行実を携え、千里を遠しとせずして來たり、文を我れに乞う。而して我れは迺ち日本の產にして、又た陳良の楚を去りて北し周孔の道を悦ぶに非ず、然して厥の中華の魯奈公を獲ず。再三辭するも、已むを得ずして之れを諾し、以て應に説に平実なるべし。他日、荊舒にて我れの膺を以てする者有らば、予、如何せんや。文ると雖も美ならず、口耳を蓋ぐ。亦た甚だ難ならずして、次第の実を須ゆ。

且つ息庵師は乃ち大宗匠にして、道徳超倫の人なり。至超を以て自ら俗を脱す。師、相公の後、錫もて寰海に飛び、学をば名山に歴ぎ、之れを以て達磨肘後の燈を続ぎ、之れを以て吾が祖の不伝の旨に契う。正偏は兼帶し了りて、惟だ自ら縱横なり、黑白未だ分かたずして、誰が妙を得るを許さん。是れに由りて之れを論ずれば、師、平昔、風を梳り月を鏤り、玉を斬り金を淘げり、乃ち其れ余を続ぐ、何の奇特有らんか。師、平日、灑落を貴びて道と為し、自在にして拘らず。凡そ三昧に遊戲して、縱放に取捨し、流れに隨いて穩当なり。文字に拘らずと雖も、而も亦た偏枯に惰せず。然も所居の処、存亡進退して、而も其の時に乖かず。又非得失して、而も其

の心を動かす。我が万松大宗師の去りてより後、天下の禪林

にて、道風鼓舞し、二つながら厳しく獲る者は、惟だ師のみ

なり。是に於いて、師の世に生まれて、幼きより壯に至るま

で、壯より老に至るまで、皆な道豊かに時盛んにして、其の志を遂ぐるを得、以て古巖大和尚に嫡嗣するに至る。而して

天下の禪老、誰か能く其の右に出でんや。靈巖に主となりて

は、天下の名刹、誰か聞きて其の風を仰がざらんや。少林に

終わりては、天下の宗風、誰か敢て其の学に優かざらんや。

今ま塔を茲の靈巖に分かつ、謂つべし、至れり広まれりと。

而して終焉の計に甲れり。吁、我れは拙にして敢て之れが文

を作るに弗すと雖も、故らに盥ぎ瀝ぎ香を焚きて稽首し、短

輪を輶染して、之れに繫ぎて銘す。銘に曰く、

新豊の一曲、迴かに追尋を絶し、格外の玄旨、知音に逢

うこと罕なり。雪庭、間出して、焰を少林に続ぎ、五乳

峯下、鳳翔び龍吟ず。遞代して相い継ぎ、心を以て心に

伝う。惟うに息庵師、古に耀き今に騰り、無孔笛を吹き、

没絃琴を弾じ、妙に回互に旨い、暗に金針を度る。四た

び望刹を戸り、接物は宜しきに隨い、宗旨を挙唱して、

今時に落ちず。末後の一着、佇思を労せず、大海を踏翻

し、須弥を趣倒す。劫石は碎くべく、泰華は夷らぐべく

とも、師の道と師の徳は、万世に衰えず。

至正元年仲冬の新復日。

小師の覺宗・覺際・覺遷・覺彰・覺猷・覺棟等、立石す。

清亭の石匠、張克讓等、鑄む。

この少林寺と靈巖寺の両所に立石された義讓の道行碑を比較するに、義讓の伝記に関する箇所や末尾の銘文は両道行碑ともほぼ同文であるが、伝記を挟んだ前段と後段に関しては文句がかなり相違している。前段については少林寺の道行碑は簡略で、靈巖寺の道行碑の方が詳しく記されており、後段については道行碑撰述の経緯は少林寺の道行碑が詳細であるが、雲巖寺の道行碑には義讓の人となりや禅風に対する讚嘆の語が綴られている。また、すでに述べたごとく靈巖寺の道行碑にある「沙門邵元」の文字を『泰山志』をはじめ金石文の分類書が「沙門印元」としているのは、原刻碑の「邵」の文字が磨滅して読み違えたためであつて、実際の道行碑は確かに「邵元」と判読することができ⁽³⁰⁾る。

そこで、つぎにこの邵元が記した二つの道行碑に基づいて、その主人公に当たる息庵義讓という曹洞禪者についてその動向と邵元との関わりなどに触れてみたい⁽³¹⁾。

義讓は真定府（河北省）の李氏の出身とされ、出生は至元二一年（一二八四）に当たっているから、邵元よりは一二歳の年長ということになる。生まれながらに穎異であつたらしく、幼年にして真定府の華嚴寺の相闍梨（未詳）を

礼して剃髪得度している。具足戒を受けて後、経講の席に投じて華嚴の宗旨を聴習し、さらに燕趙すなわち河北地内の禅宗叢林を周遊し、遍ねく宗匠に歴参したとされる。最後に真定府の封龍山（風龍山とも）に赴いて古巖普就（妙嚴宏法大禪師、一二四七—一三二三）の室に投じており、会下に到つた義譲を一見した普就はただちに法器として尊重したとされる。普就是足庵淨肅の法を嗣いでいることから、先の菊庵法照とは同門に当たつており、當時、曹洞の宗風を河北の地に盛んに挙揚していた禪者である。³²⁾

大徳六年（一二〇一）に至つて普就が同じ曹洞宗の月庵福海（字は普耀、一二四二—一三〇九）の後席を継いで泰山靈巖寺に第三三世として遷住するや、義譲もこれに随侍している。さらに皇慶年間（一二二二—一三一三）に普就が嵩山少林寺の招請を受けて第一〇世に陞住した際も義譲はこれに同行しており、随侍すること数年にして機縁が契い、洞上の宗風を嗣続して書記の役職を掌つている。その後、義譲は南陽（河南省）の地に遊び、鄧州の西北に存する白崖山香巖禪寺（香巖長寿寺）において維那の職を領し、また汝州（河南省）宝豊県の香山普門禪寺（もと觀音禪院）において記室（書記）を司り、さらに嵩山に帰つて太室峰に存する広徳法王禪寺において首座の要職を勤めている。

至治二年（一二三二）に義譲は洛陽（河南省）河南府の天

慶禪寺に開堂出世しており、ついで禪宗初祖の菩提達磨が葬られた地として名高い陝州（河南省）宜陽県西の熊耳山空相禪寺に遷住し、さらに曹洞禪者の拠点の一つでかつて訪れたこともある濟南の泰山靈巖禪寺に第三九世として陞住している。したがつて、邵元が入元の途に着いて江南の諸禪刹を歴遊していた頃には、すでに義譲はこうした黄河流域の著名な諸禪刹に住持しており、伽藍の復興と叢林の充実に邁進していたわけである。

そして、至元二年（一二三六）秋に、たまたま嵩山の少林寺が住持を欠いた際、少林寺の知事らが疏文を齎して迎請したため、やむなく義譲は第一五代の住持として入院している。少林寺に住すること五年、この間、大いに曹洞の宗風を挙揚したため、多くの参学の徒が席下に雲集したとされ、その中に日本僧の邵元も連なつていたことになる。しかも義譲は禪風を鼓吹する傍ら、少林寺においても伽藍の充実に尽力しており、寺内の堂塔伽藍はこのために観を改めたとされる。くわえて寺内の廊廻や倉庫、ならびに莊園・水磨など少林寺所有の房宇をも修繕しており、このため倉庫の蓄え（常住物）がそれまでに一〇倍したとされる。義譲が住持として禪院の経済的な手腕にもかなりの能力を発揮していたことが知られよう。

しかしながら、義譲は至元六年（一二四〇）夏に疾病を

起こして危篤となり、門人らに墓塔（窣堵婆）を當むことを命じており、五月一二日に墓塔が完成したのを知るや、知事や門人らに後事を付し、遺偈を書して右脇のかたちで示寂している。このときの墓塔こそ少林寺の塔林にいまも残る「息庵讓公大禪師之塔」に当たろう。³⁴⁾ 少林寺の道行碑によれば遺偈は「來時本靜、去亦圓周、虛空作舞、任意優游」と整った四句偈でまとめられているが、靈巖寺の道行碑では「來時本靜、去亦圓周、虛空作舞、任意乃優游」となっていて綺麗な絶句のかたちをなしておらず字句に問題が存している。義讓は世寿五七歳で示寂しており、法臘は三六齡であったとされる。一四日にその全身は荼毘に付され、門人らが靈骨を分かち、少林寺のほか、靈巖寺にも墓塔を建立している。門弟子は一〇〇余人、嗣法の禪者は一二人または一三人が存したと伝えられる。³⁵⁾

では、いったい一介の日本僧邵元がなぜ大刹少林寺の住持であった義讓の道行碑を撰するに至ったのか、その過程について二種の道行碑に語られているところを整理して述べておきたい。少林寺の道行碑によれば、義讓が示寂して二ヶ月を経た秋七月（おそらく解夏罷）に参学の小師であつた勝安が先師義讓の行実（おそらくは「息庵和尚行実」といった表題か）を携えて、はるか淮の応山すなわち随州（湖北省）応山県の石龍山宝林禅寺に到り、前開元宗撰の損庵洪

益に義讓の示寂を告げ、合わせて墓塔の銘文を依頼している。³⁶⁾ 幸いに『湖北金石志』卷一四に「中奉大夫管領大開元一宗諸路都宗撰円照普門光顯古禪師宝林禪寺第四代住持損庵益公長老碑銘」として洪益の碑銘が存しております。³⁷⁾ 彼が宝林寺の第四世として活動した詳しい行実が知られる。洪益は白雲□治という禪者に参じて法を嗣ぎ、義讓の後席を継いで少林寺第一六世となつたことが判明するものの、白雲治が嗣承不詳のため如何なる系統に属する禪者であったのかは定かでない。

ところで、勝安が義讓の道行碑を依頼したのに対し、洪益は老齢を理由に自らこれを辞退しており、代わりに「此を去りて遠からざるに、日本國の古源上人有り、豁達の士なれば、汝、往いて哀愍して之れに文を求むべし」と告げ、日本國の古源上人すなわち邵元こそ義讓の道行碑を撰するに相応しい人物として紹介している。おそらく洪益もまた日本僧邵元の人となりを理解し、平生その文才と能筆を高く評価する知己であつたものと見られる。邵元自身が洪益のことばとはいえ自らを「豁達の士」と称していることからすれば、洪益は勝安に対して邵元こそ道行碑撰述の適任者として推挙したものであろう。

そこで勝安は洪益の指示にしたがつて邵元のもとを訪ね、親しく義讓の道行碑を依頼している。このとき邵元がどこ

に居住していたのかは明確にされていないが、洪益がまもなく義讓の後席を継いで少林寺第一六世に就任している点を踏まえれば、「古源和尚伝」にいう「一祖庵を中心に活動していた時期ではないかと推測される。勝安が依頼した語として「公、先師の会下に在ること久し、實に師を知る者なり。文を作りて以て其の道を光揚するは、唯だ旧日の道義を忘れざるのみに非ず、抑た亦た宗撰老師が誘引の意をも虚しくせざるなり」とあるから、かつて邵元はかなり久しい間、義讓の席下に留まって参考していたものらしく、勝安は邵元を先師義讓の平生のすがたを真に知る人として道行碑の撰述を請うてている。

靈巖寺の道行碑によれば、このとき邵元は自らが日本僧の身であることを理由に、非才をもつて義讓の高徳を筆に認めるなどその任でないとして、再三にわたり辞退したものらしい。興味深いのは邵元が固辞する理由として少林寺の道行碑には「又た千里を跋涉せること、意は明珠に在り、而して魚目を得て帰ること可ならんや」と記されており、邵元自身、入元の目的を明珠を得ること、すなわち參禪辨道して仏法を究めるためであつた旨を明示している点であろう。しかしながら、勝安の懇請にやむなくこれを受諾し、その道行碑を撰述することとなつたようである。おそらく勝安は邵元がすでに「顯教円通大禪師照公和尚塔

銘并叙」「貢副寺長生供記」「新撫玉仏殿記」などを撰してその文才を發揮し、少林寺山内に高名を博していたことを知つており、洪益の勧めを素直に受け入れて日本僧の邵元こそ本師義讓の道行碑を撰するに相応しい人物として認めていたことになろう。

ちなみに「中奉大夫管領大開元一宗諸路都宗攝円照普門光顯古禪師宝林禪寺第四代住持損庵益公長老碑銘」によれば、義讓が示寂した少林寺では後席を継ぐ第一六世に洪益を推挙し、老齢を理由に辞退する洪益を強引に住持の座に拝請している。しかしながら、少林寺における洪益の接化はわずか数ヶ月にすぎず、至元六年一二月一九日に義讓を追うかのごとく七八歳の生涯を終えている。おそらく邵元は義讓が遷化して後も一祖庵に留まり、少林寺に洪益が入院するのを目の当たりにし、さらに洪益が遷化して後、義讓と同門の無為法容が第一七世に就任するのにも巡り会っている。

この邵元が義讓のために撰した二つの道行碑は少林寺と靈巖寺に別個に立石されてしまいが、内容の中核となる実の部分はおおむね同一といつてよい。少林寺の道行碑は義讓が示寂して一〇ヶ月あまりを経た至正元年（一二三四）三月に監寺の子義ら一山の多くの禅者によって立石されている。ときの少林寺住持の法容は古巖普就の法嗣であつて

義讓とは法兄弟に当たり、義讓の道行碑の立石に関与してその名を記しており、かつて泰山靈巖寺にも住したことが知られている。⁽⁴⁰⁾一方、靈巖寺の道行碑の方も若干は遅れるものの、八ヶ月後の同じ至正元年仲冬一月にはやはり義讓の門人らによって立石されている。ときの靈巖寺の住持は義讓の後席を継いで第四〇代となつた定巖徳慧（仏智明悟通理大禪師）であり、徳慧も万松行秀から林泉従倫さらには桂庵覚達と相承した曹洞禪者であるから、靈巖寺に義讓の道行碑が邵元の手で撰書されることに対しても協力的であつたものと見られる。⁽⁴¹⁾

ところで、少林寺の道行碑の方は楷書で書かれていて転經比丘藏主の法然の筆になつており、この人は先の法照の塔銘にも関与した藏主比丘の法然と同一人であろう。また立石に関わった若き禪者の一人に侍者子定の名が見られるが、この人はおそらく義讓の法嗣で後に少林寺の第一九世となつた嵩溪子定（嵩溪とも、一三一四—一三八六）のことであろう。⁽⁴²⁾義讓は自ら得度剃髪した小師に「覚」の系字を付与しているが、両道行碑には法諱の上字に「覚」の系字が付された禪者の名が多く見い出される。

一方、靈巖寺の道行碑には「邵元撰并書」とあるから、邵元が自ら筆を手にして書筆したものと刻んだものであることが知られ、しかもこのとき邵元は少林寺の道行碑

とはそのかたちを異にせんとしたものか、美しい行書体を用いて正書している。邵元自筆の筆跡が少林寺の法照の塔銘の楷書体の書筆とともに七世紀にも及ばんとする風雪に耐えて現今にまで残されていることに不思議な機縁を感じずにおれない。おそらく邵元は少林寺の義讓の道行碑を立石し終えて後、自ら山東の泰山を訪ねて親しく靈巖寺の道行碑を揮毫しているものと見られる。少林寺の道行碑が立てられた後、靈巖寺でも義讓の事跡を顕彰するために道行碑の立石が計画され、邵元に対して重ねて文面の依頼がなされ、併せて邵元自身に正書を求めたものであろう。両道行碑とも多くの義讓の門人や小師らが一丸となつて邵元に協力していることが知られ、邵元が如何に当時の少林寺や靈巖寺の禪者たちから慕われていたかが偲ばれよう。

ところで、邵元は先の法照の塔銘においては自らの肩書きを「当山首座日本国沙門邵元」と記して、あくまで少林寺首座としての立場で塔銘を撰していったわけであるが、その後、数年を経た義讓の道行碑に至ると、なぜか「日本国山陰道但州正法禪寺住持沙門邵元」という肩書きを用いている。いずれもすでに「邵元」という法諱を明確に使用している点も注目されるが、それにもまして問題となるのは、新たに「日本国山陰道但州正法禪寺住持沙門」という住持としての肩書きを自らに付していることであろう。

実際に在元中の邵元がその間に日本の山陰道の但馬（兵庫県）の正法禪寺なる寺院に住持することなどあり得ない。推測するにこれは邵元が義譲の道行碑を撰するに当たって、あえて正法寺という架空の禅寺の住職を名乗ったものか、あるいは入元以前に何らかの関わりが存した寺名を用いたものではなかろうか。いわば、碑文の体裁上、邵元は住持としての仮称を用いねばならず、そのためには「但州正法禪寺住持」と名乗ったのではないかと推測される。正法寺の名の由来としては、邵元が入元直前に師の双峰宗源に随侍して京都洛東の正法山大聖禪寺に在った因縁によるものかも知れない。

ところで、邵元はもともと江南禪林から来日した東明慧日に参じて宏智派の曹洞宗に親しんでいたことから、中国曹洞宗の禪風に対する意識には一人のものが存したはずである。すなわち、邵元は少林寺の義譲の道行碑の冒頭において、

曹洞の玄旨、調べは高くして和すること寡なし、其の断絃を続ぐ者は投子なり。青州の正派、源は遠く流れは長し、其の頽波を揚ぐる者は雪庭なり。祖庭の凋零を扶堅し、重ねて宗綱の將に墜ちなんとするを整う。故に其の兒孫為る者、皆な箕裘の業をば相い継ぎ、跳竈の器、白ずから全し。雪庭の三世に、息庵老人という者有り、迺ち真定の人なり。

と述べており、北地の曹洞宗の法統について触れている。曹洞の宗旨がきわめて格調が高かったためにこれに和する人が少なく、辛うじて「代付」によって投子義青がこれを嗣続し、その法曾孫に当たる青州希辨（一辨とも、一〇八一一四九）から雪庭福裕らを経て義譲にまで至ったことを伝えており、北地曹洞の系譜について邵元が明確にとらえていた事実を知ることができる。しかも靈巖寺の道行碑では「大万松両国師の下に雪庭總統有り、三世にして其の燈を継ぐ者は息庵なり」と語り、また「我が万松大宗師の去りてより後、天下の禪林にて、道風鼓舞し、二つながら厳しく獲る者は、惟だ師のみなり」とまで記しており、邵元が元初における万松行秀の活躍のさまをも明確に捉えた上で、行秀・福裕亡き後の正系を受け継ぐ禅者として義譲の禪風を高く評価しているのは興味深い。

また邵元は義譲の道行碑において「偏正五位」のことばなど曹洞宗旨を踏まえた銘文を残しており、おそらく義譲の席下でかなり中国曹洞宗の禅旨を究めていたのではないかと推測される。しかも多くの曹洞禅者と関わりを深めることで、黃河流域の禪林にも快く受け入れられ、自らも曹洞宗に親近感を覚えていたはずであろう。それは邵元にとってこれまで研鑽してきた日本の京都・鎌倉禪林や中国の江南禪林の臨済宗とは全く趣を異にしたものとして映ったの

ではなかろうか。

ところで、豫博氏は「日僧邵元在我國所撰碑文塔銘考略」の論考において「文義簡潔、⁽⁴⁶⁾語言流暢、感情真実、書法亦佳」と邵元の文章を評している。邵元の書した碑文を見るに、文章の意味は簡潔にして、ことばは流暢であり、感情を素直に表現している上に、碑文に刻まれたその書法もまた美しいというのである。遙か元代末期になした邵元の足跡が現今に再び注目された一面を偲ぶことができよう。

大都での転大藏經と母の靈夢

古源…師在大都、時有朝旨、選僧百員、禁中転大藏經、
師嘗預焉。後居水月、披閱⁽⁴⁷⁾大藏、初詠般若。寐寤
之間、忽夢母氏。因燃指而誓曰、吾母存則當乃身心
安康、亡則超昇樂土。及東帰、其母亡、乃在一所夢
年月。

扶桑…会朝廷選僧百員、禁中転大藏、師預焉。後居水
月、閱藏經。忽夢母氏。因燃指誓曰、我母若存則
身心康安、亡則超昇樂土。及東帰、母已去世。計
其日、乃現夢之時也。

延宝…留回二十一年、一昔夢母速帰。

本朝…会朝廷選僧百員、禁中転大藏。元預焉。後居水
月、閱大般若經。忽夢母氏。因燃指誓曰、我母若

存則身心康安、亡則超昇樂土。在元二十一年、以
本朝貞和丁亥而帰、母已去世。計其日、乃現夢之
時也。

「古源和尚伝」によれば、その後、邵元は嵩山の地を離れて元の都である大都（中都・燕京路）に赴いていることが知られる。大都是古く燕京と呼ばれ、金代には中都と称されていたが、元の世祖クビライが国都に定めた地であり、いまの北京市の前身に当たっている。邵元が少林寺の二祖庵を退いて大都に赴いた時期は定かでないが、状況からして至正五年（一二四五）前後の頃ではなかろうか。邵元が大都に滞在していた時に朝旨があり、「古源和尚伝」や『扶桑禪林僧宝伝』『本朝高僧伝』によれば、朝廷が有能な一〇〇人の僧侶を選んで、禁中にて大藏經を転読する大行事を行なうに際して、邵元もその一員に抜擢されたと伝えられている。ときの皇帝は順帝（トゴン・テムル、一二三〇—一三七〇、在位は一三三三—一三六八）に当たっており、大藏經を転読することは國家行事の一つであつたものと推測される。

このように邵元が元の国家の行なう行事に選ばれて参画していることは、当時すでに邵元の存在が単なる一介の入元僧としての扱いを超えて、広く河北の禅林にも名声が知れわたっていたことを左証するものであろう。

そもそも大都の地に禅宗が大きく展開するのは『從容錄』の評唱者として名高い金末元初の万松行秀の活動とともに始まっている。（行秀が大都城内西北の報恩洪濟禪寺（後の弘慈廣濟律院と見られる）に化道を敷いたことなどにより北地の曹洞宗は大きく進展し、一躍、大都の諸禪刹もその拠点となるのであり、しかも法嗣の雪庭福裕のはたらきなどを通して嵩山少林寺との関わりも親密となっている。

ところで、「古源和尚伝」や『扶桑禪林僧宝伝』『本朝高僧伝』によれば、大都での大藏經の転読が済んだ後、邵元は「水月」というところに居したと記されている。この水月が水月庵なのか水月庵なのが定かでないが、邵元はこの水月に居して大藏經を披閱し、はじめに『大般若經』六〇〇卷を看読していたとされる。

ちなみに『畿輔通志』巻一七八「古蹟〈寺觀〉」には「順天府」の「大興縣」の項に、
水月庵、在東四牌樓五條衚衕寺前。旧碑剥落、惟篆額水月庵三字、可辨。〈日下旧聞考〉。

とあり、順天府すなわち元の大都の大興縣に水月庵が存したことが知られる。その開創が何時なのか定かでないが、この水月庵があるいは邵元が大都において寓居していた水月なのかも知れない。⁽⁴⁹⁾邵元が閲覧した大藏經とはおそらく水月庵に所蔵されていた金版ないし宋版などの類であった

ものと見られる。

さらに「古源和尚伝」や『扶桑禪林僧宝伝』『本朝高僧伝』によれば、水月に在った折り、一日、寐寤すなわち眠りまどろんだ中で、邵元はたちまち郷里越前に残した母親のことを夢に見たとされる。それは久しく中国の大地に生き、中国の人々に同化したかの感があつた邵元にして、なほ望郷の念と故国に残した老母への思いが常に深かつたことを物語るものであろう。

母の靈夢を見た邵元は直ちに自らの指頭を燃いて「吾が母、存さば則ち當に乃ち身心安康ならんことを。亡かりせば則ち樂土に超昇せんことを」と誓つたとされる。指頭を燃くとは指を焼くことで焼指ともい、自ら指を焼いて仏菩薩に供養して信仰の誠を示すことであり、そこに日本の故郷越前に残した老母の安否を思う邵元の心情が窺われる。「樂土に超昇せんことを」とあるが、樂土とは安樂国土すなわち阿弥陀仏が化を敷く西方極樂世界のことであり、超昇とは迷いの世界を超えて悟りの世界に昇ることである。

故国を遠く離れた地で母の往生を願う邵元の心情が偲ばれるとともに、邵元には念佛禪的な淨土思想も混在していたことになろうか。まもなく日本に東帰するに及んで、邵元は母がすでに亡くなっていたことを知つたとされ、母の逝去した日時はあたかも靈夢を見たときの年月日と合致して

いたと伝えられる。⁵¹

ちなみに邵元が大都に赴くより以前、すでに同じ聖一派の禅者にして大都の禅寺の住持であった人が存している。すなわち、『東福開山聖一国師年譜』の「弘安二年庚辰」の頃によれば、

東洲至道、嘗在_火大元国大都、_火大覺寺。元應己未、東福寺史。癸酉歲、雲南山裁書作偈、遣其徒芳祖庭招之。道

標四句、賚作四頌。且答其書曰、

故園法窟、龍天所護、豈可寂寥於今也。其劫燒之變、繫之革故鼎新之數乎。況老師法力維持、當有能者代勞、不必煩於尊慮也。至道蠻蠻之微、忝分慧日之余輝於支那數万里外、使輝不昧於日用。則是不辜於老師遠為曲折覆護而不遺之恩也。亦是至道思慕國師。初伝正法眼藏於東國之大機大用之心、日增月長、而不退転故也。今有一坐具地、片瓦蓋頭、無非慈蔭所被、而未有少塙醬之語。如有則老師代國師發一笑。道筆法精妙。

とあり、円爾の法嗣の一人である東洲至道（東州とも）といふ禅者が、円爾（聖一国師、一一〇一一一八〇）に嗣法した後、入元して諸禅者に歴参して仰山（おそらく大都の西の仰山棲隱禪寺）で第二座を勤め、さらに大都城内の大覺禪寺を開創してその住持にも就任している。元應元年（己未は己巳の誤り、一三二九）に東福寺が火災に見舞われ、

癸酉の歲すなわち元弘三年（元の元祐元年、一二三三）に東福寺住持の南山士雲が書簡をもって門人である祖庭芳を遣わして至道に帰国の要請をなしたにもかかわらず、結局、至道は返書を認めて日本に送ったのみで、自らは帰国することなく彼の地で示寂している。⁵²

おそらく、この同門の法叔である至道の持つ強烈な個性は、同じ大都に赴いた邵元にとっても大きな印象をもって受け止められたはずであろう。ちなみに『東福寺誌』の貞和二年（正平二年、一二四七）一〇月四日の項には、

古源邵元、在元廿一年にして帰朝す。〈師は在元中、其師

南山士雲の命により、東洲至道の帰国を勧めて効なかりしも（後略）。

という記事が載せられている。これによれば、邵元はその在元中に南山士雲の命により大都に赴いて東洲至道に会つて帰国を勧めたものの、何ら効果がなかつたとされるわけである。これが何の史料に基づくものなのかは定かでないが、史実であれば、邵元が大都に到つて以降の記事ということになろう。当時、至道がいまだ健在であったならば、邵元は必ずや大都大覺寺に至道を訪ねていはずであろう。ただ、その可能性も存するものの、すでに円爾が示寂してより六〇年余りの歳月が経過していることから、存命であれば至道は八〇歳を越えるかなりの高齢に達していたはず

であろう。

このように邵元は在元すること実に二年もの歳月を送つており、その間、福州の雪峰山から台州の天台山や杭州の天目山あるいは婺州の伏龍山などを経巡り、さらに江西・湖南を歴遊して山西の五臺山に到っている。その後、湖北

の荊州の玉泉寺や河南の嵩山少林寺で首座を勤め、二祖庵に庵居しており、とくに少林寺の息庵義讓の席下で参学すること久しく、日本僧として選ばれて数種の石碑の銘文を撰するに至っている。また最後には元の都である大都にまで赴いて元の朝廷のもとで転大藏經の一員に選ばれる栄誉にも浴している。邵元が元でなした長期にわたる活動と輝かしい事跡は六〇〇年近い歳月を経た今日にまで一介の日本僧がなした日中友好の証しとして少林寺や泰山の靈巖寺に残されている。

ところで、邵元という名には特別の意味が込められているようと思われてならない。邵とは嵩山少林寺のある河南の地の古名であり、元はいうまでもなく邵元が久しく滞在した大元国の意である。邵元はもともと宏智派の東明慧日のもとで出家得度して「契源」という法諱を与えられていたが、後に「邵元」と改名している。しかしながら、邵元という名は聖一派の南山土雲や双峰宗源の門下の系字としては不自然なのである。改名が何時なされたのか定かでな

いが、その名が大元の邵の地を踏まえて命名されているのであれば、在元中に契源を改めて正式に邵元と名乗ったのではないかとさえ思われる。

註

(1)五臺山は代州（山西省）五臺県の東北に位置し、東西南北中の五つの台地状をなした峰があることから五臺山と名づけられ、臺山・清涼山とも称されている。五臺とは北臺葉斗峰・東臺望海峰・西臺挂月峰・南臺錦綉峰および中臺翠岩峰の五つを指している。この地は古く北魏代に『華嚴經』「菩薩住處品」に説く文殊菩薩の住地である清涼山に当たると信ぜられ、後代には普賢菩薩の示現する四川省の峨嵋山や觀音菩薩の示現する浙江省の普陀山とともに中国三大靈場に列せられており、これに地藏菩薩の示現する安徽省の九華山を加えて四大靈場（四大聖地）とすることもある。いずれにせよ、五臺山は中國佛教における隨一の靈場といつてよく、唐代に大華嚴寺などが建てられて多くの人々の信仰を集め、元代に入るとラマ教（チベット佛教）の寺院なども進出している。山志として光緒一三年（一八八七）の『清涼山志』一卷、明の鎮澄が編し、中華民国六年（一九一七）に岫淨が補足した『清涼山志』一一卷四冊、および清の丹巴が増訂した康熙四〇年（一七〇一）の序を有する『清涼山新志』一〇卷四冊な

どが存する。

(2) 五臺山は古くより日本でも知られており、唐代には靈仙（靈船とも、七五九—八二七）・慧萼・円仁（慈覺大師、七九四—八六四）らが訪れ、北宋代にも裔然（法濟大師、九三八—一〇一六）や成尋（善慧大師、一〇一一—一〇八一）らが訪れている。とりわけ、成尋の『參天台五臺山記』八巻は日本僧が記した紀行文として貴重である。

(3) 『大藏法數』（詳しくは『一代經律論釈法數』）卷一二には「三種光明（出『瑜伽師地論』）」として「一謂、日月星光及火珠燈炬等光、皆能破除昏暗、是名『外光明』。二謂、隨其所聞之法、觀察修習皆依法、則因此明心見性、破除愚癡之暗、顯發本覺妙明、是名『法光明』。三謂、諸仏菩薩二乘及諸天等、身皆有光、亦能破暗、是名『身光明』」とあり、光明には日月星などの外光明、法を修めて明智を得て迷いの闇を破る法光明、仏菩薩などの身に具わる身光明という三種の光明が存することを説いている。

(4) 五臺山で身光に接せられたという意味は定かでないが、五臺

山は古来より靈感に接し得る地とされることから、おそらく雲霧の中を身に差し込んでくる早朝の日光（朝日の光）のごときを指すものと見られ、それを文殊菩薩の靈験に準えているのであろう。たとえば『続高僧伝』卷二〇「釈曇韻」の伝に「又聞五臺山者即華嚴經清涼山也、世傳文殊師利所住

处、古來諸僧多入祈請。有感見者具蒙示教。昔元魏孝文、嘗於中臺置大布寺。帝曾遊止、具奉聖儀。前種華園、地方一頃、夏中發艷、狀同鋪錦、光彩昱耀、亂人心目。〔中略〕遍遊臺岳、備見靈相」とあり、仏光が山から發してその光彩が夏には一段と光を増し、人々の目を引きつけて止まないことを伝えている。また『宋高僧伝』卷二〇「釈無著」の伝にも「以大曆二年、入五臺山、肆欲觀聖人之境界、五月到華嚴寺挂錫。（中略）明日有白光兩穗、入戶悠颺、少頃而滅。同房僧法等見而驚怪、言曰、此何祥也、願期再現斷衆生疑。尋覩光如前」とあり、五臺山の白光のことが記されている。おそらく邵元の場合も、五臺山においてそうした奇瑞の光に遭遇したものということになる。

(5) 『一心妙戒教』に付録される「大明敕贈菩薩無我旨吾禪師行實」によれば、

貞和戊子、師歲三十九、踰海入元。（中略）明年至正己丑、登五臺山、感仏菩薩授受妙戒、儀範備一心妙戒。

と記されており、大應派の無我旨吾（一二一〇—一三八一）も北朝の貞和四年（南朝の正平三年、一三四八）に入元して江南禅林の臨濟禪者に參學し、また杭州の徑山に上山して法統の祖である松源派の虛堂智愚（息耕叟、一一八五—一二六九）の墓塔が存した天沢庵を拜登した後、元の至正九年（一

三四九）には五臺山に赴いており、やはり山中にて仏菩薩の応化示現を感じし、一心妙戒を授与されたと伝えられている。

（6）玉泉寺は荊州（湖北省）当陽県西三〇里の玉泉山（覆船山）の東南麓に存しており、隋の大業年間（六〇五—六一七）に普王広すなわち楊帝（名は楊広、五六九—六一八、在位は六〇五一六一八）が額を下賜し、天台智顥が『法華玄義』『摩訶止観』を講じた寺院として有名である。また唐代に北宗禅の神秀がこの寺を拠点として活躍したことは名高い。東洋文庫に『当陽玉泉志』（内題は『續修玉泉寺志』または『玉泉寺志』）六巻が所蔵されている。

（7）塚本善隆氏は「元に於ける東福寺廿五世邵元とその撰書の元碑」において、玉泉寺を後に示す菊庵法照との関わりから、かつて法照が住持した雄州（河北省）の黒竈山玉泉禪院ではないかとする見解も示している。しかしながら、この雄州の玉泉院などでは日本に全く知られておらず、「古源和尚伝」の性格からしても、単に「玉泉」という表記のみで日本禅林に通用する荊州の玉泉寺こそ邵元の赴いた寺院と解するのが妥当かつ自然であろう。

（8）『当陽玉泉志』卷三「詞翰志」には、元代のものとしてほかに衛應辰（字は通泉）の「移立唐賢詩碣記」と鍾山廣鑄の「唐賢詩碣跋」を收めている。また卷二「禪宗志」の「元」には、

藏山禪師・霞璧禪師・鍾山禪師・宝淵禪師・常陵禪師・虛谷禪師・宝鏡禪師（見『瑄禪師伝』）・惠溥禪師（見『公拋』）。

と八名の禪者の名を挙げ、同じく卷二「列伝」の「元」には、藏山禪師、字慧珍。宋末兵燹迭、見寺院荒残、師重開宏敞、復整旧規。毎説法時、四衆環繞。世祖敬異、賜号神應慈雲大師。

霞璧禪師、字師瑄。繼珍公之席、頗多創建。至大間、命僧寶鏡、造大鐘一口、声聞數十里。毎説法、辯如懸河。武宗尊仰、賜号広智靜慧大師。

鍾山禪師、字広鑄。寺住持禪藻蘊藉、名著縉紳。以前代所賜寺田、公拋勒之石、並移唐賢碑碣立本寺。皇慶間、捧鎮山宝獻於朝。仁宗宣賜金盃甘露、並賜佛光慧日普照永福大師之号。（詳『詞翰』）。

宝淵禪師、道行高邁、詞翰超著、嘗主席於建康能仁寺。後至寺、專修淨業。著鍾山長老獻鎮山記。同時有徑山興聖方壽寺虛谷・江西大仰山寺常陵、各為鐘銘。朝廷尊三師之道、各賜紫衣。

として具体的に藏山慧珍・霞璧師瑄・鍾山広鑄・古源宝淵の四人に関する簡略な事跡を記しているが、詳しい消息などは載せていない。また玉泉寺の鐘銘と関わった徑山の虛谷希陵と大仰山の常陵を別人として扱っているが、これは大仰山と

径山の両寺に住持した希陵のことにはかならない。

が存している。

(9)『当陽玉泉志』卷三「詞翰志」には、玉泉寺首座であった古源宝淵が皇慶一年（一三一三）良月既望に撰した「鍾山長老獻閻廟鎮物記」を收めている。虞集（字は伯生、号は道園・邵庵、一二七二—三四八）の『道園學古錄』卷四九に「広鐸禪師塔銘」が存している。

(10)同じく『当陽玉泉志』卷三「詞翰志」には、虛谷希陵が延祐七年（一三一〇）一〇月に撰した玉泉寺の「鐘銘」が收められており、希陵が玉泉寺の広鐸と関わりを有していたことが知られる。なお希陵は無準下の雪巖祖欽（法欽とも、？—一二八七）の法嗣であるから、邵元とも同じ破庵派で系統的に近い。『道園學古錄』卷四八に「大辨禪師寶華塔銘」が存している。

(11)少林寺は洛陽（河南省）登封県西北の嵩山（中岳）の少室峰に存している。古く北魏の太和二〇年（四九六）に孝文帝がインド僧の仏陀のために創建したとされ、菩提達磨の面壁九年の故事とともに中國禪宗発祥の聖地として名高い。元初に万松下の雪庭福裕（光宗正法禪師、一二〇三—一二七五）が世祖クビライの命で陞住して中興して以来、多くの曹洞禪者が歴住して現今に及んでいる。寺志として『少林寺志』四卷や『嵩山少林寺輯志』二二卷（ただし、欠巻あり）などが存し、資料としても鷺尾順敬編『菩提達磨嵩山史蹟大觀』など

(12)雪庭福裕については、『菩提達磨嵩山史蹟大觀』に少林寺碑林に残る翰林学士の程鉅夫（雪樓・遠齋・文憲、一二四九—一三一八）が撰した「大元贈大司空開府儀同三司追封晋国公少林開山光宗正法大禪師裕公之碑」が載せられており、その生涯と化導のさまを知ることができる。中村淳「クビライ時代初期における河北佛教界—曹洞宗教団とチベット仏僧パクバとの関係を中心にして—」（『駒沢史学』第五四号）などを参照。また少林寺と曹洞禪者については、永井政之「曹洞禪者と嵩山少林寺」（『宗学研究』第一八号）を参照。

(13)二祖庵については『少林寺志』卷一「營建」に、

「二祖庵。在寺対岸少室之半鉢盂峯上、為慧可禪棲勝地也。」

とあり、また『嵩書』（『嵩山少林寺輯志』とも）卷三「寺院六〈菴附〉」には、

「二祖庵。在少林寺南鉢盂峰之巔、乃惠可禪棲地也。庵前有四井、探手汲泉味甘美、名卓錫泉。門對高岑、稍升之西北、望伊洛一水、如双白練平鋪、煙靄中亦奇觀也。鉢盂峰（中略）峰上為二祖庵。庵前巖壁綉綴、井四為二祖卓錫而成者、相去丈許、味各異、古檜大數抱、覆其上、探手可汲。當穹石之顛、內經所謂水出高源者也。峰

石纏纏、純肖_一毘盧僧帽_一、真像家選_一勝地_一矣。と記されている。二祖庵は少林寺の対岸の鉢盂峰の上に存し、二祖慧可が坐禅した勝地とされている。

(14)万松行秀に関しては、永井政之氏に「万松行秀考」(『宗教研究』第五〇巻第三号)と「万松行秀の禅とその周辺」(『宗学研究』第一九号)および「万松行秀の伝記をめぐる諸問題――資料・洪済寺・舍利塔――」(『飯田利行博士古稀記念東洋学論叢』に所収)などの論考が存している。

(15)雪村友梅は大徳一年(一三〇七)に入元し、天暦二年(一三二九)に帰国の途に着いており、少林寺に到ったのが具体的に何時のことであったのかは定かでないが、おそらく在元中の後期のことと推測される。当時は曹洞宗の還元福遇(還源とも、一二四五一一三一三)の高弟である鳳林珪(一二八四一一三四五)が第一代住持を勤めていた時期に相当しよう。『岷峨集』巻下にはほかにも「寄_一永寧覺菴_一」「拝_一臨濟塔_一」「寄_一臨濟住持_一」「口号書_一臨濟曰過_一」「宿_一柏林寺_一」などの偈頌が存しているから、友梅が鎮州(正定)の臨濟寺や趙州(趙県)の柏林寺など河北の諸禪林を歴遊していることが知られる。また『勅諡宝覺真空禪師前住大唐京兆翠微寺後住日本京城東山建仁禪寺雪村大和尚行道記』によれば、友梅は帰国する前年の天暦元年に長安(西安)南郊の終南山翠微寺の住持となつており、華中禅林での住持活動も知られて

いる。友梅については今谷明『元朝・中国渡航記―留学僧・雪村友梅の数奇な運命―』(宝島社刊)が存する。

(16)法王寺に住持したことの知られる元代の曹洞禅者としては、万松行秀の高弟の一人である復庵円照(一一〇六一一八三)がおり、また円照の法嗣として無庵覚亮・法王沼・法王暉の名が知られ、さらに円照の高弟である月庵福海(普耀、?一三〇九)の法を嗣いだ禅者として雲崧思微と法王普醒の二人が知られている。さらに別に行秀より林泉從倫・桂庵覺達(彦通、一二四〇一一三一八)と次第する定巖德慧(仏智明悟通理大禪師)も法王寺に住持している。したがって、友梅が到った当時も法王寺はほぼ万松行秀・復庵円照の系統の曹洞禅者によって維持されていたものと見られる。

(17)無初徳始については、拙稿「入明僧無初徳始の活動とその功績――嵩山少林寺に現存する扶桑沙門徳始書筆の塔銘を踏まえて――」(『駒澤大学仏教学部研究紀要』第五五号)を参照。

(18)少林寺に現存する「嵩山祖庭少林禅寺住持淳拙禪師才公塔銘有序」は臨濟宗松源派の見心來復(蒲庵、一三一九一一三九一)が明の洪武二〇年(一三八七)に撰したものであり、これを日本僧の無初徳始が選ばれて書丹し、洪武二五年(一三九二)五月五日に立石されている。詳しくは拙稿「入明僧無初徳始の活動とその功績――嵩山少林寺に現存する扶桑沙門徳始書筆の塔銘を踏まえて――」を参照。

(19) 『據古錄』一二〇卷は清代の吳式芬（字は子芯、号は誦孫）の

編著であり、元代までに著された中国各地の金石文を年代別

に分類したものである。ここでは『續修四庫全書』「史部・

金石類」の八九五冊に収録されているものを使用した。

(20) 『寰宇訪碑錄』一二卷は清代の孫星衍（字は淵如）によって撰せられており、中国各地に現存していた碑碣を時代分けに記載し、書体や所在地などを附注している。また同じ清代の趙之謙（字は撫叔）によって『続寰宇訪碑錄』も増輯されて

いる。ここでは新文豊出版公司印行の『石刻史料新編』第二六巻に収録されているものを使用しておきたい。なお『寰宇訪碑錄』卷一二「元」には、

少林寺息庵禪師碑 〈沙門邵元撰、法然正書。至正元年三月〉。河南登封。

と少林寺の道行碑が邵元の名で記される一方で、

靈巖寺護公禪師道行碑 〈日本僧印元撰并行書。至正元年十一月〉。山東長清。

と靈巖寺の道行碑が紹介されているが、邵元の名が印元と誤つて表記されている。

(21) 『石刻史料新編』第二六巻に収録される『藝風堂金石文字目』

卷一七「元」にも、

靈巖寺護公禪師道行碑 〈日本僧印元撰并行書。益吉祥篆額。至正元年仲冬之新復日。在「山東長清」〉。碑陰門人

入元僧古源邵元の軌跡（中）（佐藤）

題名「正書」。

と記されており、やはり邵元を印元と誤って収録している。

(22) 『語石』は新文豊出版公司印行の『石刻史料新編第一輯』第

一六巻に収録されているものを使用した。

(23) 法照の伝記は燈史には立伝見録されていない。わずかに延祐三年（一三一六）一一月に古巖普就によって立石された「大

元贈大司空開府儀同三司追封晋国公少林開山光宗正法大禪師裕公之碑」の碑陰に刻まれた「光宗正法大禪師之碑」の「法孫」に「黃華照禪師」とあるのが法照と見られ、ときに彰德府（河南省）林県西北二〇里の黃華山覺仁寺（黃華下寺）に住持していたことが知られる。塚本善隆「入元僧東福寺廿五

世古源和尚邵元とその撰書の元碑」によれば、黃華下寺には「至元五年覺仁寺施地四止記」および天曆二年（一三二九）一〇月に小師子文らが立石した「第二代住持菊庵長老照公之塔」が存したことが知られる。

(24) 子珍は法照の門人とあるが、法照には子敬・子安・子義・子勝などの弟子がいることから、法諱の上字に「子」の字を系字として付与していたものらしい。

(25) 少林寺に残る法照の石碑については『菩提達磨嵩山史蹟大觀』による。なお少林寺西南の塔林には至治五年（一三二五）に立石された法照の墓塔が存しており、北面に邵元が撰した「顯教円通大禪師照公和尚塔銘并叙」が刻まれ、塚本善隆氏

の論文や今井健氏の調査によれば、南面に「菊庵長老靈塔、歲次乙丑庚辰月甲子日、小師子珍建」と刻まれた石板が填め込まれている。豫博氏の「日僧邵元在我国所撰碑文塔銘考略」によれば、「顯教円通大禪師照公和尚塔銘并叙」は縦八六センチ、横六四センチで、一行四〇字、一二〇行にわたり、楷書体（正書）によって記されている。

- (26) 中国旅游出版社より出版された登封県志弁公室編『新編少林寺志』の「第三章、建築和名勝」の「方丈室」によれば、至元二年（一二三六）一〇月二十五日に鋳造された「鍾高一・一三米、口径一・〇二米、厚二厘米、重六・五〇斤」という鉄鐘が少林寺の方丈の手前右側に現存しているが、今井健「中世求法者の軌跡—日中禪林涉歴・古源邵元伝」の研究報告によれば、それに刻まれた閥与者の中に「住持嗣祖伝法沙門息庵」ら諸禪者の名に混じって「書記邵元」の名が刻まれている。至元二年はあたかも義讓が靈巖寺から少林寺に遷住した年に当たっており、邵元はこの頃に玉泉寺から少林寺に投じて義讓に参学し、門下で書記に抜擢されて活躍していたのであろう。
- (27) 「貢副寺長生供記」は現存が確認されていないが、少林寺の塔林には「貢公副寺之塔」が現存しており、そこには「至元五年二月良日、師弟子定、小師竟明・竟性建塔」と刻まれている。ここに記されている竟明・竟性の「竟」という字は

「覺」の字の別体であり、邵元が自ら書した「靈巖禪寺第十九代息庵讓公禪師道行之碑」にも覺の字がすべて竟の字で著されている。「貢公副寺之塔」の文字は邵元その人によつて筆跡されているものと見られ、おそらく「貢副寺長生供記」を撰してまもなく貢副寺が示寂したために、邵元は墓塔の立石に際しても選ばれて文字を書筆しているのであろう。ちなみに師弟の子定とは義讓の法嗣である嵩溪子定のことであり、覚明と覚性は貢副寺の剃度の小師に当たるのであろう。

- (28) 豫博氏の「日僧邵元在我国所撰碑文塔銘考略」によれば、少林寺の道行碑は高さ二二三センチ、横八九センチ、厚さ一八センチで、上部に損庵洪益の碑額篆書として「息菴禪師道行碑記」の八字が記され、その下に邵元が撰して法然が書丹した碑文が刻まれている。行実之碑の部分は縦一一六センチ、横六六センチとなつており、一行五一字、二四行にわたつて楷書体で記されている。

- (29) 畜巖寺の道行碑は『泰山志』卷一八「金石記〈元〉」に「靈巖禪寺第三十九代息庵讓公禪師道行之碑」（単に「靈巖寺讓公禪師道行碑」とも）として収録されているが、そこには「日本國山陰道但州正法禪寺住持沙門印元撰并書」とあって邵元の名が「印元」とされている。これに対し、北京図書館金石組編『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』第五〇卷「元」の八頁に「義讓禪師道行碑」として「靈巖禪寺第三十

九代息庵讓公禪師道行之碑」（単に「息庵禪師道行之碑記」とも）の拓本の影印が載せられており、そこには「日本國山陰道但州正法禪寺住持沙門邵元撰并書」と明確に記されている。豫博氏の「日僧邵元在我国所撰碑文塔銘考略」によれば、靈巖寺の道行碑は縦一六三センチ、横七四センチで、上部に損庵洪益の碑額篆書として「息庵禪師道行之碑」の八字が記され、その下に一行四九字、二五行にわたって邵元が書した行書体の文面が刻まれている。

(30)『泰山志』卷一八の「靈巖禪寺第三十九代息庵讓公禪師道行之碑」には、

右碑連額、高六尺、広二尺四寸。篆額題「息庵禪師道行碑」記八字、徑一寸、分四行。文二十六行、行四十九字。行書。徑八分。文為「日本僧印元撰書」。中奉大夫円照普門光顯大禪師益吉祥篆額。中奉大夫、乃文散官從二品階。僧職之有「官階」者、僅見此碑。日本在宋時、屢以「僧來」通貢。元世祖至元間、嘗遣使持「國書」往、諷其來朝、不應。

加之以兵、喪師而還。成宗大德三年、遣僧寧一山者加妙慈宏濟大師附商船往使日本、而日本竟不至。史伝所紀止此、則是終元之世、未嘗有日本僧來也。自大德三年至至正元年、越四十二年矣。此印元僧、或自慕中華釈教之盛、附舶訪道而来、非奉國王使命也。年既駐錫中土、自必上聞於朝、史何以不書其事。

入元僧古源邵元の軌跡（中）（佐藤）

蓋無^レ閑^レ國典之重、不^レ登^レ於記載、則後之作^レ史者、無^レ從^レ攷稽^レ矣。印元之住^レ山陰道但州正法禪寺、自係^レ日本之^レ舊刹^レ。其在^レ中國、不^レ知^レ住^レ何刹宇、文不^ミ自叙^レ其所住之處^レ。但云、小師勝安、不^レ遠^レ千里^レ乞文。大約不^レ出^レ大都燕京諸處^レ也。海夷方外、不必論^レ文字之工拙^レ。然大致亦與^ミ中土^ミ相同^レ書、亦流動有^レ法。仲冬新復日者、冬至也、用字亦不^ミ多見^レ。

という付記が載せられている。世祖フビライのときの元寇や一山一寧（妙慈弘済大師、一二四七—一三一七）が元の使者として日本に赴いた消息を記した後、印元の入元について類推をなしている。ここでは邵元を印元と見誤っている上に、史料不足のためか元代に日本僧がほとんど入元しなかつたかのごとく伝えているのも問題である。靈巖寺の道行碑が発見された当初、明治・大正期には印元を臨済宗破庵派（幻住派）の古先印元（正宗廣智禪師、一二九五—一三七四）のことと誤認した論考なども存している。

(31)義讓の伝記を載せる燈史としては、『五燈会元統略』卷一「西京天慶寺息庵義讓禪師」の章、『繼燈錄』卷一「西京天慶寺息庵義讓禪師」の章、『続燈正統』卷三六「河南府天慶息庵義讓禪師」の章、『續燈存藁』卷一「西京天慶息庵義讓禪師」の章、『祖燈大統』卷八四「河南府天慶息庵義讓禪師」の章、『五燈全書』卷六一「西京天慶寺息庵義讓禪師」の章、『五燈全書』卷六一「西京天慶寺息庵義讓禪師」の章

などが存する。

(32) 古巖普就については『泰山志』卷一八「金石記〈元〉」に林泉下の桂庵覚達（一二四〇—一三一八）が延祐元年（一三一四）九月に撰した「靈巖禪寺第三十三代古巖就公禪師道行之碑」が存しており、また少林寺にも大都万寿禪寺の靈峰思慧（仏心宝印大禪師）が撰した「少林禪寺第十代妙巖弘法大禪師古巖就公和尚道行碑銘並序」が残されていることから、詳しい消息が知られる。

(33) 月庵福海については『泰山志』卷一八「金石記〈元〉」に同じく桂庵覚達が皇慶二年（一三一三）八月に撰した「十方大靈巖禪寺第三十二代普耀月庵海公禪師道行碑并序」が存しており、また『寶豐縣志』卷一七にも孫栄司子が延祐元年に撰した「汝州香山十方大普門禪寺第十代普耀月庵海公禪師道行碑」が収録され、詳しい消息が知られる。椎名宏雄「金元代における汝州香山と曹洞禪」（駒沢大学中国佛教史蹟參觀団『中國仏蹟見聞記』第一〇集）を参照。

(34) 今井健氏の調査によれば、義讓の墓塔は少林寺の塔林西北に現存し、「息庵讓公大禪師之塔」と刻まれており、南面の篆刻板のほか、北面にもこれまで未紹介の銘板が存しているとのことである。

(35) 義讓の嗣法に関しては、少林寺の義讓の道行碑の碑陰にやはり法然が記したと見られる「息庵禪師宗派之図」が刻まれて

おり、そこに「嗣法」として「晋寧才庵主・晋寧澤庵主・空杏偉禪師・淨明心庵主・萬安安庵主・舜都宗庵主・少林定庵主・晋寧霑庵主・晋寧銑庵主・洛京昇庵主・少林春庵主・廣平實庵主」の一二人を挙げ、さらにその脇に「濟南府了然居士劉・濟南府唯心居士鄭・濟南府賣々娘子覺信」という三人の名を連ねている。また『祖燈大統』「目録」（卷八七）には「天慶讓嗣」として「熊耳子定・舜都宗・空杏偉・晋寧才・広平実・晋寧沢・淨明心・晋寧霑・萬安勝安・晋寧銑・洛陽昇・覺道・少林春・劉了然・鄭惟心・広平実」とあり、『続燈正統』「目録」（卷三七）にも「天慶讓禪師法嗣」として「熊耳子定禪師・舜都宗禪師・空杏偉禪師・広平実禪師・晋寧才禪師・晋寧沢禪師・淨明心禪師・萬安勝安禪師・晋寧霑禪師・晋寧銑禪師・洛陽昇禪師・少林春禪師・覺道禪師・劉了然・鄭惟心・広平実」とあって、一六人（ただし、広平実が重複）の名を挙げている。『五燈全書』卷六一には「天慶讓禪師法嗣」として「陝州熊耳山松溪子定禪師」「金陵靈谷舜都宗禪師」「空杏偉禪師」「広平実禪師」の四人の章を見録している。また「息庵禪師宗派之図」には「落髮小師」として「覺」の字を系字の上に付された一〇八人にも及ぶ落髮得度の小師の名が列記されており、これが道行碑にいう「門弟子百有余人」に当たるわけである。一方、『続燈正統』「目録」（卷三七）には「熊耳定禪師法嗣」として「香山藏山宝禪師・

晋寧俊禪師・永寧清禪師・長安祥禪師・熊耳愈禪師・了因上座・了妙上座」という七人の法孫の名を挙げている。

(36) 勝安は「息庵禪師宗派之図」に「萬安安庵主」と記されており、「続燈止統」「目録」では「万安勝安禪師」として名が挙げられている。道行碑では勝安は参学の小師として名が挙げられており、おそらく邵元に塔銘を依頼して後、萬安に庵住したものであろう。ここにいう萬安とは義讓に参学したことのある松庭子嚴が住持した南陽府（河南省）の萬安寺（聖壽萬安寺）のことを指しているものと見られ、子嚴に先んじて勝安も庵居していたものであろう。

(37) 損庵洪益については「湖北金石志」卷一四「元」に臨濟宗の前大都大竹林寺の雪潤禎（英悟正印宗慧大禪師）が撰した「中奉大夫管領大開元一宗諸路都宗摶円照普門光顯古禪師宝林禪寺第四代住持損菴益公長老碑銘」（単に「損菴益公道行之碑」とも）が存しており、いくぶん詳しい消息が知られる。ただ、洪益が法を嗣いだ師である白雲治については如何なる系統の禪者か定かでない。また洪益の碑銘には「至元庚辰、嵩山少林祖庭虛席、僉謀舉闡以嘗之、三探三得、衆皆愕視相謂、此無乃鼻祖意。遂專使具疏幣、以必得師為囑使

者致命。師□然曰、吾今耄矣、□夕人耳。幸勿以是見累也、汝亟去、毋費辭。使祈哀逾旬、敦逼再四、且曰、不敢以寺務累上、惟乞師至。□宗盟豈不与叢□有々

光。卒辭不獲、踰勉治任而行。既至少林、玄風丕变、衲子輻輳、凡一時麟龍、爭願出席下。師居無何、忽一旦自知時至、罄以衣鉢界常住。越三日、具浴更衣、搥鼓升座、示衆以無生忍法。弟子号慟請留、師乃瞪目叱曰、大無□□生。遂瞑目跏趺而逝。時庚辰冬十二月十九日也」とあり、義讓が示寂した直後、少林寺ではつぎの住持に洪益を推挙したものらしい。洪益は再三にわたって辞退したが、ついには少林寺に入院し、大いに玄風を振るっている。しかしながら、その接化は一年にも及ばず、その歳の一二月一九日に世寿七八歳で示寂している。「據古錄」卷二〇「元」には「少林寺損庵和尚塔額。正書。河南登封。至正元年八月」とあるから、至正元年（一二三四一）八月に少林寺にも洪益の塔碑が建てられたことが知られる。

(38) 石龍山宝林禪寺（一名は正覺寺）は隨州（湖北省）應山県城北二〇里に存した禪寺であり、「湖北金石志」卷一四「元」には洪益の碑銘のほかに、天曆元年（一二三一八）一〇月に鑄造された「宝林寺銘」や、至元二年（一二三三六）一二月十五日に洪益が立石した「敕賜宝林禪寺重開山住持慈廣福大師善公行實之碑」が収録されている。

(39) 少林寺の「少林禪寺第十代妙嚴弘法大禪師古巖就公和尚道行碑銘並序」の碑陰に刻まれた「妙嚴弘法大禪師宗派図」によれば、普就の「嗣法門人」として「洛京龍潭珂禪師・泰安靈

嵩容禅師・洛京天慶讓禪師・晉寧心庵主・白茅春庵主」の五人の名を挙げており、無為法容の方が義讓より法兄であったものと見られる。

(40) 無為法容については『祖燈大統』卷八四や『続燈正統』卷三六においても「封龍就禪師法嗣」として「泰安州泰山靈巖容禪師」の章が存しているなど、普就の法を嗣いでいるから、義讓と同門ということになる。また北京図書館金石組編『北京図書館藏中國歷代石刻拓本匯編』第四九卷「元」の一八三頁に「法容禪師碑」として「第三十五代無為容公禪師道行之碑」(単に「無為容公禪師塔銘」とも)の拓本の影印が載せられている。『泰山志』卷一八「金石記〈元〉」には単に「靈巖寺容公禪師塔銘〈篆額、正書。在靈巖〉。後至元四年三月」とあるのみで全文は載せていない。また『據古錄』卷一九「元」には、

靈巖寺容公禪師塔銘。釈德慧撰正書篆額。山東長清。後至元四年三月朔。

容公塔碑陰、落髮小師覺字輩題名。正書。

容公禪師寿塔六字。正書。山東長清。又龜鶴齊三字凡三石。

という法容ゆかりの石碑に対する考証が存し、『寰宇訪碑錄』

卷一二「元」にも「靈巖寺請容公長老住持疏碑。正書。至治二年十月。山東長清」と記されている。ただし、定巖徳慧が撰した「第三十五代無為容公禪師道行之碑」は至元四年（一

三三八）三月に立石されているが、その後、法容は少林寺に住持しているのであるから、この石碑は寿塔の銘文というこことになる。おそらく邵元が義讓の道行碑を撰したときには二祖庵を拠点にしていたものと見られ、新たに少林寺の住持となつた法容とも親しい道交をなしていただけであろう。

(41) 『泰山志』卷一八「金石記〈元〉」に載る至正元年二月に記された「大元泰山靈巖禪寺剏建龍藏之記」によれば「當至元後元乙亥、息庵讓禪師、因建外三門、方具レ材庁役、俄受少林之請。仏智明悟通理大禪師定巖慧公、嗣主法席、乃相「旧輪藏之基」、規模故在也。（中略）師得法於靈巖桂庵達禪師、至元後丙子、得錫「今号」是為「住山四十代」と記されているから、定巖徳慧が義讓の後席を継いで靈巖寺第四〇代として化導を敷いていたことが知られる。邵元が義讓の道行碑を撰書するために靈巖寺を訪れているのであれば、ときの靈巖寺住持であった徳慧とも面識が存したはずであろう。

なお『泰山志』卷一八「金石記〈元〉」によれば、至正一年（一三五一）一〇月に「皇元泰安州十方靈巖禪寺第四十代住持仏智明悟通理大禪師定巖慧公道行之碑」が撰されたことが記されている。

(42) 嵩溪子定については少林寺の碑林に「前少林禪寺第十九代住持嵩溪禪師定公行実之碑并序」が存しており、また『續燈正統』卷三七に「天慶讓禪師法嗣」として「河南府陝州熊耳山

「松溪子定禪師」の章が存するなど、義譲の法嗣として嵩山少林寺や熊耳山空相寺に化導を敷いたことが知られる。

(43) 山陰道但州の正法禪寺について、塚本善隆氏はその論考において、入元以前か入元中かは定かでないが、何らかのかたちで邵元が但馬の正法寺の住持職を肩書きだけでも勤めたものと推測している。塚本氏は『大日本寺院總覽』により但馬に正法寺と名づける寺院として、朝来郡中川村伊田市場と朝来郡中川村と朝来郡中川村多々良と美方郡福富村の四ヶ所を挙げているが、実際の調査は行われていない。常盤大定氏は正法寺が朝来郡中川村に三ヶ所、美方郡大庭村に一ヶ所あることを指摘している。豫博氏は「日僧邵元在我国所撰碑文塔銘考略」において、如何なる史料に基づくものか「正法禪寺在「日本出石郡合橋村、今廢」と注記している。また櫻井勉編『校補但馬考』巻五「出石郡」の「正法寺」の項目には、支那山東の泰山志に、日本国山陰道但州正法禪寺沙門印元の撰たる碑文の、靈巖山に現存せることを載す。結城蓄堂詞伯、山東に遊び、志を見て録送す。靈巖山は、山東省長清県にあり、一名を玉符山と曰ひ、又方山といふ。二寺あり、山北にあるを神宝寺と曰ひ、山南にあるを靈巖寺と曰ふ。碑は靈巖寺第三十九世息菴禪師の碑なり。因て日本高僧伝を閲するに、印元禪師の伝あり、伝に曰く、(中略)と。而して印元の但馬の正法寺を建立し、又は正法寺に在

住せし事を記さす。然れども、高僧伝の本文に、大法を舒布し梵刹を構ふるを以て事となすといひ、その上、碑文に現然但州正法禪寺沙門印元といふ、其草創若くは在住せしものなるや疑なし。然るに出石城崎二郡に、みな正法寺といへる旧村名あり、猶存す。〈朝来伊由郷に、正法院といへる寺院あり、二方久斗郡に、正法菴といへる旧村名あり。然れども、二者院といひ、菴といふ。泰山志に關係なきこと必せり〉蓋此二者の内なるへしと思はる。されど、豊岡細見記山王大権現の条に、往古は此山、真言宗正法寺といふ寺あり、小田井神社の供僧なりといへは、泰山志所謂の正法寺にあらざること必せり。左すれば、泰山志所謂の正法寺は、蓋出石郡の旧村名正法寺にありたるものならん。惜むへし今や則なし。

という考証がなされており、今井健氏もその論考において、実際の調査を行なった結果、出石郡但東町正法寺（もと正法寺村）の正法寺（廢寺）をもって最も有力な邵元ゆかりの禅刹と推測されている。

(44) 代付の問題については石井修道『宋代禪宗史の研究』の「北宋の曹洞宗の展開」の「大陽警玄と投子義青の代付問題」に詳しい。

(45) 青州の正派とは北宋末期から南宋初期に活躍した曹洞宗の青州希辨（一辨とも、一〇八一一一四九）を派祖に仰ぐ正統

の宗派といった意である。希辨は洪州（江西省）の黃氏の出身で、襄州（湖北省）鹿門山の鹿門自覺（定慧禪師、？—一二七）の法を嗣いでおり、その嗣承は投子義青—芙蓉道楷—鹿門自覺—青州希辨ということになる。青州（山東省）の天寧寺に出世開堂し、燕京（河北省）の華嚴寺・万寿寺（大万寿寺）さらに青州の普照寺に歴住している。著に『青州百問』が現存しており、ほかにも『五位頌』『賓主頌』『頌浮山投子十六題』が存したとされる。なお鹿門自覺・青州希辨の消息に関しては、石井修道『宋代禪宗史の研究』の「北宋代の曹洞宗の展開」の「鹿門自覺派の変遷—北伝曹洞宗—」に詳しい。

(46)豫博氏は「日僧邵元在我国所撰碑文塔銘考略」において、

我們從照公塔銘和息庵碑銘中可以看出、邵元這位日本僧人所寫的漢文碑文塔銘、文義簡潔、語言流暢、感情真實、書法亦佳。可見他來華的二十一年中，在學習上是相當勤奮的。

と述べており、中国における二年間に及ぶ研鑽によつて邵元がきわめて洗練された文章と書風を具えていた点を高く評価している。

(47)文物出版社『文物』一九七三年六月号（二〇五号）には、

息庵碑是邵元文、求法來唐不讓仁、願作典型千万代、相師相學倍相親。

河南省画象石、碑刻拓片展覽、出品共一百五十二件。就中、元至正元年息庵禪師碑、乃日本僧人邵元禪師所撰。真可謂「當仁不讓」者。如比信話、願廣為流傳、以為中日兩國相互學習之樣板。

一九七三年四月十一日、郭沫若。〔郭沫若〕
邵元撰寫照公塔、彷彿唐僧留印年、花落花開漚起滅、何緣哀痛着陳言。

昨見息庵禪師碑、乃邵元所撰、法然所書。今見少林寺照公和尚塔銘、乃邵元撰并書。首座曰僧、彷彿三藏法師遊學五印度時也。「漚起漚滅、花落花開」、頗有禪味、特情陳言未往能去尽、哀痛猶芥於懷五。

一九七三年四月十七日、郭沫若。〔郭沫若〕

という郭沫若（開貞・尚武、一八九二—一九七八）が邵元の撰した義讓の道行碑と法照の塔銘に対して寄せた二首の詩を載せている。

(48)永井政之「万松行秀考—所在の洪濟寺とその塔をめぐって」
(駒沢大学中国佛教史蹟參觀團編『中國佛蹟見聞記』第一集) を参照。

(49)『古林和尚拾遺偈頌』卷下には、

贈大都水月寺化藏經。
水月光中建道場、大千經卷合敷揚。一塵未剖須成就、
三藏図新賴主張。筆下未書文彩露、軸中先注姓名香。

不_ニ惟_ニ廣植_ニ檀那福_ニ、更祝_ニ堯天月日長。

という偈頌が存しているが、ここにいう大都の水月寺が邵元の依居した水月に当たるのであろう。この水月寺には大部の大藏經が所蔵されていたものらしく、邵元が閲覽したものとの藏經であったものと推測される。

(50)『妙法蓮華經』「藥王菩薩本事品」に「能燃_ニ手指乃至足一指_ニ供_ニ養_ニ仏塔_ニ、勝_ニ以_ニ國城妻子及三千大千國土山林河池諸珍寶物_ニ而供_ニ養_ニ者_上」とある。

(51)『勅謚寶覺真空禪師前住大唐京兆翠微寺後住日本京城東山建仁禪寺雪村大和尚行道記』によれば、雪村友梅が帰国したときの逸話として、

大船着岸、自_ニ博多_ニ遠赴_ニ相陽_ニ、白雲無_レ定、親舍_ニ何處、存沒亦不_レ可知矣。道過_ニ由比之浜_ニ、時師乘_ニ馬蹄_ニ俄_ニ蹶_ニ、陷_ニ墜_ニ於泥淖之中_ニ。聊入_ニ道傍繩枢_ニ、以_ニ澣_ニ燥泥衣_ニ。舍有_ニ老嫗_ニ、出而泣焉。師問_ニ其由_ニ、則曰、我有_ニ二子_ニ、皆入_ニ空門_ニ、一子遠遊不_レ歸_ニ。我與_ニ其季_ニ、待已久矣。若有_ニ感激_ニ者_ニ、稍迫而察_ニ之尊親_ニ也。子母相見、悲喜茫然。夢耶非_レ夢耶、不_レ知_ニ吾涕之出_ニ也。

という因縁が伝えられており、友梅の場合は帰國した直後に生き別れた老母と再会する好縁に恵まれている。友梅や邵元ら久しく中国の大地に留まつた入元僧らにとって故国に残した生母の存在が如何に大きかったかが偲ばれよう。

(52)聖一派の東洲至道については、『延宝伝燈錄』卷一〇「元国

上都大覺寺東州至道禪師」の章に、

稟_ニ聖_ニ印証_ニ而帰_ニ中華_ニ、宏開_ニ爐鞴_ニ、陶_ニ鑄玄徒_ニ。元應己未年_ニ（一月七日）東福火。南山雲遣_ニ其徒芳禪人_ニ（号_ニ祖庭_ニ）裁_ニ書招_ニ師。師答書曰、（下略）

と記されている。至道を中国僧のごとく扱つている点は問題であるが、元應元年（一一三九）二月七日に東福寺が火災に会い、ために南山士雲が門人の祖庭芳を上都に遣わして至道を招こうとしたことが知られる。しかし、至道は返書を認めて士雲に送り、自ら帰国することはなかつたのである。この点は「南山和尚行状」にも、

居無_レ何往_ニ承天_ニ、有_ニ癸亥春遊_ニ安樂寺_ニ長篇_上。閑居十有一年。太元東洲寄_ニ書。

とあり、その間の消息の一端が伝えられている。また『墨蹟之写』の「元和五己未上」の箇所には、

身刹円融華藏海、自他不_レ隔_ニ毫端。

法兄有_レ偈、小弟染作_ニ四音、為_ニ祖庭_ニ書。

「至道」「東洲」

という至道の墨蹟の存在を伝えている。これは祖庭芳に付与した二行書の墨蹟であるが、四音とあるからもともとは七言四句の偈頌であったものと見られる。

(53)元代に入元した日本禅僧で実際に中国禅林の住持となつた人

としては、東洲至道や雪村友梅のほかにも、黃龍派の龍山德

ている。

見（真源大照禪師、一二八四—一三五八）が洪州（江西省）

隆興府分寧県の雲巖禪寺や龍安山兜率禪寺に住持しており、

元末に再入元した大應派の無我省悟（一三一〇—一三八一）

も金陵（南京）江寧県南の牛頭山（牛首山）弘覺寺に到つて

荒廃した伽藍を復興して住持に就任している。楊岐派の椿庭

海寿（木杯道人、一三一八—一四〇一）は元末に入元して、

明の洪武五年（一三七二）に太祖朱元璋（洪武帝、一三三八—

一三九八、在位は一三六八—一三九八）の旨を得て明州（浙江省）鄞県の福昌禪寺に住持している。また楊岐派の大初啓

原（太初とも、一三三三—一四〇七）は徑山の傑峰世愚（仏

智弘辨禪師、一三〇一—一三七〇）に参じて法を嗣ぎ、羅陽

（浙江省）の三峰寺や山交（浙江省）の龍護院に住持し、永

樂五年（一四〇七）三月一日に世寿七五歳で彼の地に示寂し

〔補註〕

本稿を作成している段階で、福岡市美術館学芸員の渡邊雄二氏より佛教大学の文学部佛教学科佛教文化専攻の今井健氏が卒業論文としてまとめられた「中世求法者の軌跡——日中禅林涉歴・古源邵元伝——」の複写資料を頂戴する機会を得た。今井健氏（岐阜県可児市在住）は中國の泰山靈巖寺や嵩山少林寺を実地に調査され、邵元に関する貴重な文物の資料や中国で紹介された研究論考などを収集し、さらに日本の邵元ゆかりの地をも訪ね歩き、きわめて興味深い報告をなしておられる。本稿でも今井氏が独自に探究された成果を若干ながら活用させて頂いた旨を記し、その御苦労に謝意を表したい。